

# 〈金融機関用〉



## 町田市中小企業融資制度 事務の手引き

2026年度



町田市 経済観光部 産業政策課

〒194-8520 町田市森野 2-2-22  
市庁舎 9 階 (906 窓口)

電話 042-724-2129

FAX 050-3101-9615



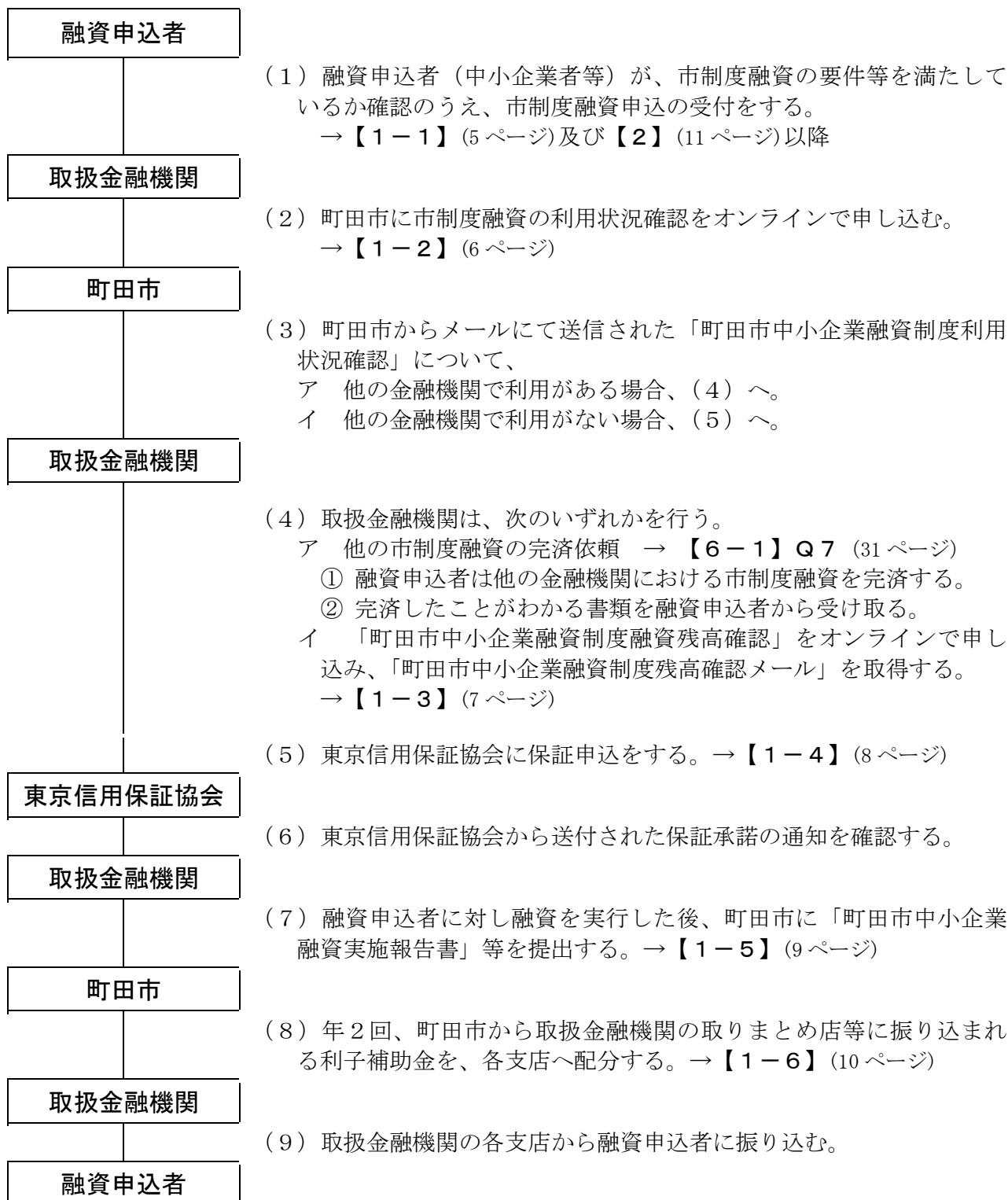


# 目次

<b>1 町田市中小企業融資制度の概要</b> .....	<b>4</b>
1-1 基本要件.....	5
1-2 市制度融資の利用状況確認.....	6
1-3 市制度融資の残高確認.....	7
1-4 東京信用保証協会への保証申込.....	8
1-5 町田市への提出書類.....	9
1-6 利子補助金の交付手続き.....	10
<b>2 市制度融資における各資金の概要</b> .....	<b>11</b>
2-1 運転資金.....	12
2-2 設備資金.....	13
2-3 小規模企業特別資金（小口零細企業保証制度） .....	15
2-4 創業資金.....	17
2-5 緊急資金.....	19
2-6 事業承継資金（一般） .....	21
2-7 事業承継資金（承継者個人） .....	24
2-8 まちだECO TO(いーこと)整備資金.....	26
<b>3 実施報告書提出後の融資変更等</b> .....	<b>28</b>
3-1 利子補助が終了となる主な事例.....	28
3-2 その他報告が必要な主な事例.....	28
<b>4 市制度融資完済者等の確認</b> .....	<b>29</b>
<b>5 利子補助金の返還</b> .....	<b>29</b>
<b>6 Q &amp; A</b> .....	<b>30</b>
<b>7 様式等</b> .....	<b>40</b>

# 1 町田市中小企業融資制度の概要

町田市では、市内の中小企業者が事業を行っていくうえで必要な運転資金や設備資金等を円滑に調達できるよう、町田市中小企業融資制度を利用し、取扱金融機関が中小企業者に対して実行した融資（以下「市制度融資」という。）について、利子の一部を補助しています。



## 1-1 基本要件

市制度融資をご利用いただける方は、原則として、本要件及び12ページ以降に掲載しています各資金の個別要件を満たしている中小企業者等です。

なお、新たに中小企業者として創業しようとする方（創業者）は、創業後に要件を満たすことが確認できる場合ご利用いただけます。

(1) 中小企業者又は組合であること。(中小企業信用保険法第2条第1項)

	製造業等	卸売業	小売業	サービス業	医療法人等
資本金	3億円以下	1億円以下	5千万円以下	5千万円以下	条件なし
従業員数	300人以下	100人以下	50人以下	100人以下	300人以下

※「従業員」は「予め解雇の予告を必要とする者」（労働基準法第20条）を指します。会社役員は従業員には該当しませんが、パート・アルバイト・派遣社員等は、個別の判断となります。

(2) <法人の場合> 次のいずれかに該当すること

ア 町田市内に本店登記を行っていること。

ただし、本店に事業実態がない場合は東京都内に事業所を有することが必要です。

イ 本店登記が市外の場合、市内に事業所を有すること。

<個人の場合> 次のいずれかに該当すること

ア 町田市に住民登録を行い、かつ現に居住していること。

イ 住民登録地が市外の場合、市内に事業所を有すること。

(3) 1年以上事業を継続していること。市外から転入の場合、他市町村での営業期間も含む。

ただし、「創業資金」及び「事業承継資金（一般）」の承継者が創業者の場合を除く。

(4) 東京信用保証協会の保証対象業種であること。

なお、保証対象業種の詳細は東京信用保証協会ホームページをご確認ください。

(5) 許認可等を要する業種については、その許認可等を受けていること。

(6) 町田市に納税しており、納付すべき市税（市・都民税、法人市民税、固定資産税（償却資産を含む）、都市計画税、事業所税、国民健康保険税、軽自動車税）及び返還対象となっている補助金を完納していること。

(7) 現在かつ将来にわたって暴力団員等に該当せず暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。

## 1-2 市制度融資の利用状況確認

融資限度額を超過していないか確認するため、融資申込者からの申込を受付した後、オンラインにて利用状況確認をお願いします。

### 取扱金融機関

(1) オンラインにて利用状況確認を申し込む。

ア 申し込む前に、以下の4点について確認する。

- ①2026年3月26日付「利用状況確認及び残高確認のオンライン申請URLについて（通知）」に記載のURL
- ②2026年2月19日付「利用状況確認及び残高確認申請のオンライン化に伴うメールアドレスの登録について（依頼）」に基づき回答いただいたメールアドレス
- ③法人名・代表者名・所在地または個人事業主名・住所
- ④利用予定の資金

イ ア①のURLにアクセスし、「アカウント登録せずにメールで申請」⇒ア②のメールアドレスを入力（ア②のメールアドレス以外も入力可）⇒「確認メールを送信」の順に進める。

ウ 送付されたメールに記載のURLにアクセスし、「利用規約に同意する」⇒「申請に進む」⇒「次へ進む」の順に進める。

エ 「入力したメールアドレスは事前登録したものですか」に対し、該当する選択肢を選択（「いいえ」を選んだ場合社員証を添付）⇒金融機関名・支店名・担当者名・支店の電話番号を入力⇒「次へ進む」の順に進める。

オ 法人の場合は法人名・代表者名・所在地、個人事業主の場合は個人事業主名・住所を入力⇒該当する利用予定の資金（選択は1つのみ）を選択⇒利用条件を確認のうえ選択⇒「次へ進む」の順に進める。

カ 申請内容を確認した後、「この内容で申請する」で利用状況確認を申し込む。

### 町田市

(2) 町田市から、申請日を除いた3営業日以内に、メールにて確認結果が送信される。→【1】(3) (4ページ) に進む

※ (1) ア②以外のメールアドレスで申し込んだ場合、本人確認等を行うため、申請日を除いた3営業日以内での回答が難しい場合があります。

### 取扱金融機関

### 1-3 市制度融資の残高確認

1-2「市制度融資の利用状況確認」の結果、他の金融機関で利用があり、その融資を完済しない場合、融資限度額を超過しないよう利用中の融資残高を確認する必要があります。オンラインにて残高確認をお願いします。

#### 取扱金融機関

(1) オンラインにて残高確認を申し込む。

ア 申し込む前に、以下の5点について確認する。

- ①2026年3月26日付「利用状況確認及び残高確認のオンライン申請用URLについて（通知）」に記載のURL
- ②2026年2月19日付「利用状況確認及び残高確認申請のオンライン化に伴うメールアドレスの登録について（依頼）」に基づき回答いただいたメールアドレス
- ③法人名・代表者名・所在地または個人事業主名・住所
- ④融資残高確認日
- ⑤利用中の資金名・融資残高（貴金融機関の利用分も含む）

イ ア①のURLにアクセスし、「アカウント登録せずにメールで申請」⇒ア②のメールアドレスを入力（ア②のメールアドレス以外も入力可）⇒「確認メールを送信」の順に進める。

ウ 送付されたメールに記載のURLにアクセスし、「利用規約に同意する」⇒「申請に進む」⇒「次へ進む」の順に進める。

エ 「利用状況確認の結果は「他の金融機関で利用あり」でしたか」⇒「入力したメールアドレスは事前登録したものですか」に対し、該当する選択肢を選択（「いいえ」を選んだ場合社員証を添付）⇒金融機関名・支店名・担当者名・支店の電話番号を入力⇒「次へ進む」の順に進める。

オ 「事業者種別」を選択⇒法人の場合は法人名・所在地、個人事業主の場合は個人事業主名・住所を入力⇒融資残高確認日、利用中の資金・融資残高を入力（貴金融機関の利用分も含む）⇒「利用予定の融資を含め、融資限度額を超えないことを確認しましたか」を確認のうえ選択⇒「次へ進む」の順に進める。

カ 申請内容を確認した後、「この内容で申請する」で残高確認を申し込む。

#### 町田市

(2) 町田市から、申請日を除いた3営業日以内に、メールにて確認結果が送信される。→【1】（5）（4ページ）に進む

※利用中の資金名や融資残高が異なる場合、差し戻しとなります。

※（1）ア②以外のメールアドレスで申し込んだ場合、本人確認等を行うため、申請日を除いた3営業日以内での回答が難しい場合があります。

#### 取扱金融機関

#### 1-4 東京信用保証協会への保証申込

東京信用保証協会に保証の申込をする際、原則として、次の書類を1部ずつご提出ください。

提出書類のうち証明書等は、取扱金融機関の受付日を基準として3か月以内に発行されたものとし、コピーでも可とします。

なお、融資状況等によって提出書類が異なりますので、詳細は東京信用保証協会にご確認ください。

- (1) 町田市中小企業融資申込書【金融機関控】の写し
- (2) 信用保証申込書類（信用保証委託申込書、信用保証依頼書、保証人等明細、個人情報の取扱いに関する同意書）
- (3) 市税の完納証明書等 → 【Q&A】(33 ページ)
- (4) <法人の場合のみ> 履歴事項全部証明書（法務局から取得したもの）
- (5) <法人の場合> 直近の確定申告書 別表1  
<個人の場合> 直近の青色申告決算書又は収支内訳書
- (6) <必要に応じて> 事業を営むのに必要な許認可証等
- (7) <資金使途が設備資金の場合> 見積書又は契約書
- (8) <必要に応じて> 町田市中小企業融資制度に係る利用状況確認メール → 【1-2】(6 ページ)
- (9) <必要に応じて> 町田市中小企業融資制度残高確認メール → 【1-3】(7 ページ)
- (10) 資金別の提出書類 → 【2】(11 ページ)以降

## 1-5 町田市への提出書類

融資を実行した後、速やかに町田市に次の書類を1部ずつご提出ください。融資申込者の状況や利用する資金によって、追加で書類が必要となる場合があります。

提出書類のうち証明書等は、取扱金融機関の受付日を基準として3か月以内に発行されたものまたは受付日以降のものとし、コピーでも可とします。

●：必ず提出するもの △：必要に応じて提出するもの（後日提出するものも含む）

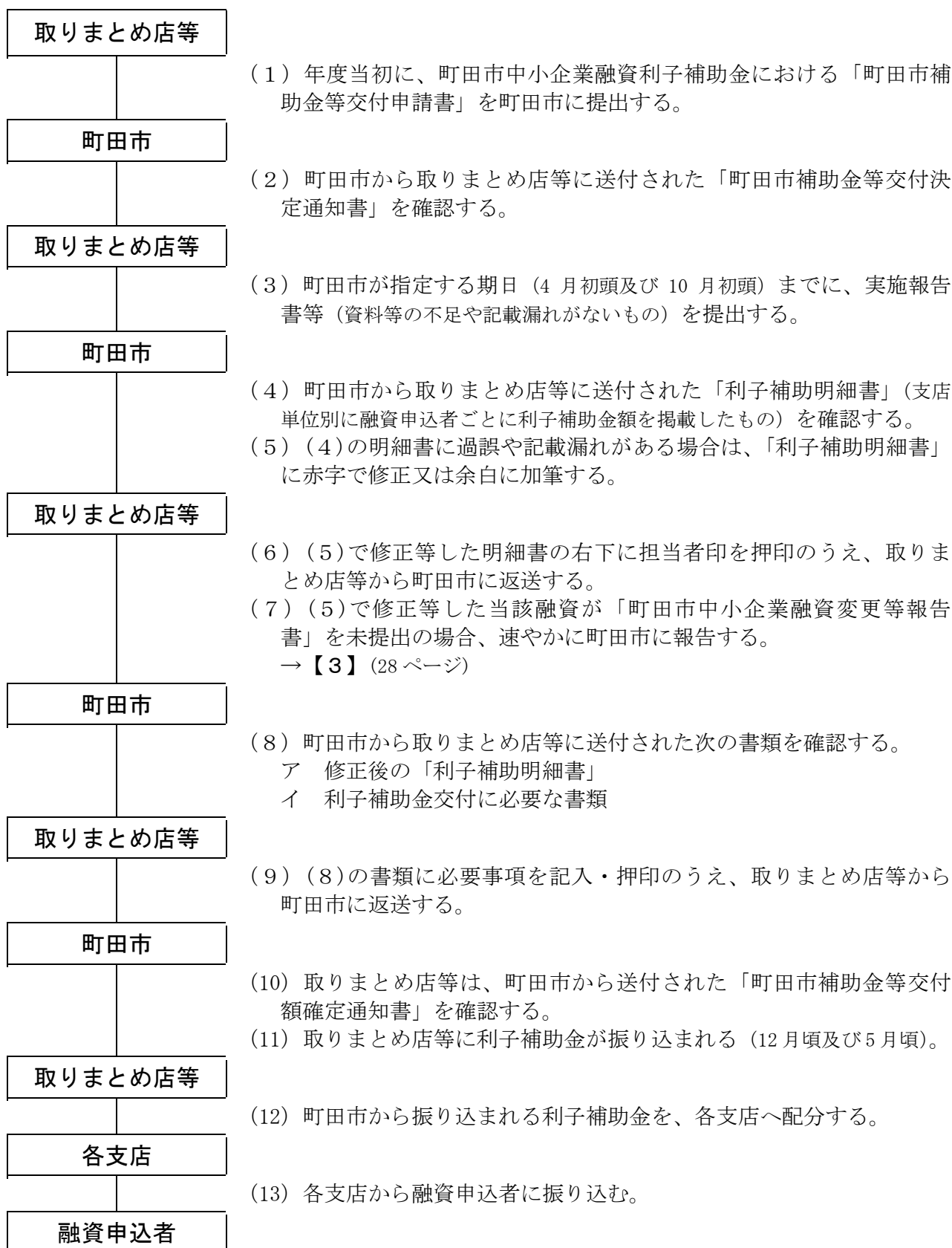
No.	書 類	参照 ページ	資金の種類							
			運転	設備	小規模	創業	緊急	承継 一般	承継 個人	Eco
1	町田市中小企業融資実施報告書		●	●	●	●	●	●	●	●
2	信用保証関連書類 信用保証書／信用保証委託申込書／ 信用保証依頼書／保証人等明細		●	●	●	●	●	●	●	●
3	市税の完納証明書	33	●	●	●	●		●	●	●
4	<法人の場合のみ> 履歴事項全部証明書※法務局で取得したもの。		●	●	●	△	●	●	●	●
5	<法人の場合> 確定申告書 別表1 <個人の場合> 青色申告決算書 ※いずれも直近のもの。		●	●	●	△	●	●	●	●
6	事業を営むのに必要な許認可証等		△	△	△	△	△	△		△
7	<資金使途が設備資金の場合> 見積書又は契約書			●	△	△	△	△		●
8	町田市中小企業融資制度利用状況確認メール★	6	●	●	●	●	●	●	●	●
9	町田市中小企業融資制度残高確認メール★	7	△	△	△	△	△	△	△	△
10	補助利率の優遇に係る証明書類等	→			△ P16				△ P25	
11	<法人の場合> 法人設立届出書 <個人の場合> 開業届出書					●				
12	<法人成りの場合> 開業届出書		△	△	△	△	△	△	△	△
13	創業計画書（東京信用保証協会の様式）					●				
14	創業プロジェクト証明書★ ※町田市長の証明を受けた「経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第7条第1項の規定による証明に関する申請書」のこと	18				△				
15	緊急資金融資対象者確認書★	20					●			
16	事業承継資金に係る書類等	→						● P22	● P25	
17	承継特例に係る証明書類等	23						△		
18	まちだECO to (いーこと) 整備資金融資対象設備確認書★	27								●

注記1) ★印が付いた書類は、事前に市に申請等が必要です。

注記2) 残高確認メールを取得せずに融資を実行するなど提出書類に不足等がある場合、利子補助対象外になる場合があります。

## 1-6 利子補助金の交付手続き

複数支店がある取扱金融機関は、「町田市中小企業融資事業に関する契約」において報告された「取りまとめ店」を中心に、町田市中小企業融資利子補助金の交付手続きをお願いしています。



## 2 市制度融資における各資金の概要

### <共通事項>

本制度は、東京信用保証協会保証付融資です。プロパー融資は対象外です。

- (1) 融資申込みにあたり、保証人は任意であり、物的担保は原則として不要です。
- (2) 融資期間は、最長で融資実行日の応当日までです。
- (3) 返済方法は、「元金均等返済方式」のみです。ただし、融資期間が据置期間以内の場合のみ、一括返済が可能です。

### <市制度融資一覧>

種 類	融 資 限 度 額	資 金 使 途	融資利率 (補助利率)	優遇 特例	都 連携	掲載 ページ
運 転 資 金	あわせて 1,500 万円	運転資金	<5 年以内> 1.95% (1.50%)	●	-	12
設 備 資 金		設備資金・設備資金に付 随する運転資金	<5 年以内> 1.70% (1.25%) <5 年超 7 年以内> 1.95% (1.50%)	●	●	13
小規模企業 特 別 資 金		<5 年以内> 運転資金 <7 年以内> 設備資金	1.90% (1.50%)	●	●	15
創 業 資 金		運転資金・設備資金	<3 年以内> 1.50% (1.30%) <3 年超 7 年以内> 1.60% (1.35%)	●	●	17
緊 急 資 金	1,000 万円	運転資金・設備資金	<3 年以内> 1.70% (1.45%) <3 年超 5 年以内> 1.75% (1.50%)	-	●	19
事業承継資金 (一般)	1,500 万円	事業用資産等の取得資 金、会社の株式等の取得 資金	<5 年以内> 1.50% (1.30%) <5 年超 10 年以内> 1.70% (1.50%)	●	●	21
事業承継資金 (承継者個人)	1,500 万円	株式等取得資金、事業用 資産等の取得資金など	<10 年以内> 1.50% (1.30%)	●	●	24
まちだ ECO to (いーこと)整備資金	1,000 万円	設備資金	<7 年以内> 1.95% (1.95%)	-	-	26

## 2-1 運転資金

### 2-1-1 個別要件

【1-1 基本要件】(5 ページ)を満たす中小企業者又は組合がご利用いただけます。

### 2-1-2 融資の概要

資金使途	運転資金（商品・原材料の仕入れ、買掛金や支払手形の決済、人件費等）		
融資限度額	1,500 万円 ※他の一般融資（小規模特別資金、設備資金、創業資金）の合計残高を含める。		
融資期間	5 年以内（元金据置期間 6 か月以内を含む）		
融資利率	1.95%		
補助利率	1.50%	優遇利率	1.60%

### 2-1-3 信用保証料の補助（都制度連携）

信用保証料の補助はありません。

### 2-1-4 補助利率の優遇

町田市トライアル発注認定制度の認定期間中である中小企業者又は組合は、補助利率の優遇（優遇利率 1.60%）を受けることができます。融資実行日まで認定期間中であることが要件です。

## 2-2 設備資金

### 2-2-1 個別要件

【1-1 基本要件】(5 ページ)に加え、次のいずれかの要件を満たす中小企業者をご利用いただけます。

- (1) 事業の実施に必要な設備（機械・装置、工具・器具、備品等）の導入、増強、改良、補修等（ICT・IoT・AI・ロボットを活用した設備の導入、IT 機器の購入及び設備の導入等に伴うサイバーセキュリティ対策を含む。）を行うこと
- (2) 建物の改修、建替等（耐震化、バリアフリー化を含む。）を行うこと

### 2-2-2 融資の概要

資金用途	設備資金・設備資金に付随する運転資金 ※営業用の車両は事業に直接使用するもののみ。高級車、スポーツタイプの車両は対象外となります。 ※設備資金に付随する運転資金の詳細については東京信用保証協会へご確認ください。		
融資限度額	1,500 万円 ※他の一般融資（運転資金、小規模特別資金、創業資金）の合計残高を含める。		
融資期間	7 年以内（元金据置期間 6 か月以内を含む）		
融資利率	5 年以内 1.70% 5 年超 7 年以内 1.95%		
補助利率	5 年以内 1.25% 5 年超 7 年以内 1.50%	優遇利率	5 年以内 1.35% 5 年超 7 年以内 1.60%

### 2-2-3 信用保証料の補助（都制度連携）

町田市の要件に加え、次の東京都の追加要件を満たす場合、東京都から信用保証料の補助（3 分の 2）を受けることができます。

なお、責任共有制度対象外の場合は、信用保証料の補助はありません。

<東京都の追加要件>

- ・中小企業者であること（組合は対象外）。
- ・事業税その他租税の未申告・滞納や、社会保険料の滞納がないこと。ただし、完納の見通しが立つ場合などはこの限りではない。

#### 2-2-4 補助利率の優遇

次のいずれかにあてはまる小規模企業者は、補助利率の優遇（優遇利率 1.35%～1.60%）を受けることができます。

（1）町田市トライアル発注認定制度の認定期間中である中小企業者（融資実行日まで認定期間中であること）。

（2）町田市福祉のまちづくり条例に基づく特定都市施設整備（変更）協議済証の発行を受けた中小企業者（参考：町田市HP [「福祉のまちづくり総合推進条例に関する手続について」](#)）

## 2-3 小規模企業特別資金（小口零細企業保証制度）

### 2-3-1 個別要件

【1-1 基本要件】（5 ページ）に加え、次の全ての要件を満たす小規模企業者にご利用いただけます。

なお、小口零細企業保証制度は、責任共有制度対象外となる国の全国統一保証制度です。

（1）次の中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号に定める小規模企業者

	製造業等	卸売業	小売業	サービス業	医療法人等
資本金	3億円以下	1億円以下	5千万円以下	5千万円以下	条件なし
従業員数	20人以下	5人以下	5人以下	5人以下	20人以下

（2）この融資を含め、全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が2,000万円以下であること。

### 2-3-2 融資の概要

資金用途	運転資金・設備資金		
融資限度額	1,500万円 ※他の一般融資（運転資金、設備資金、創業資金）の合計残高を含める。		
融資期間	運転資金 5年以内（元金据置期間6か月以内を含む） 設備資金 7年以内（元金据置期間6か月以内を含む） ※資金用途に設備資金以外が含まれている場合、融資期間は5年以内の扱いとなります。資金用途が混在する場合で、5年を超える融資期間を希望する場合は、事前に東京信用保証協会にお問い合わせください。		
融資利率	1.90%		
補助利率	1.50%	優遇利率	1.60%

### 2-3-3 信用保証料の補助（都制度連携）

町田市の要件に加え、次の東京都の追加要件を満たす場合、東京都から信用保証料の補助（2分の1）を受けられます。

<東京都の追加要件>

事業税その他租税の未申告・滞納や、社会保険料の滞納がないこと。ただし、完納の見通しが立つ場合などはこの限りではない。

## 2-3-4 補助利率の優遇

次のいずれかにあてはまる小規模企業者は、補助利率の優遇（優遇利率 1.6%）を受けることができます。

(1) 町田商工会議所の「経営指導内容証明書」を提出できる小規模企業者

(2) 指定する商店会又は（一財）町田市勤労者福祉サービスセンターに会員として1年以上加入しており、「加入者確認書」（町田市ホームページからダウンロードできます）もしくは1年以上の加入を確認できる書類を提出できる小規模企業者

<指定する商店会>

町田市ホームページ（トップページ>産業・観光>食べる・買う>町田市内の商店街）に掲載している「市内商店街一覧」をご確認ください。

(3) 町田市トライアル発注認定制度の認定期間中である小規模企業者（融資実行日まで認定期間中であること）。

## 2-4 創業資金

### 2-4-1 個別要件

【1-1 基本要件】(5 ページ)の(3)を除いた全ての要件を満たし、創業した日から5年未満である個人事業主、中小企業者又は組合（個人で創業し、同一事業を法人化した者で、個人で創業した日から5年未満の中小企業者及び組合を含む）で、市制度融資を初めて利用する場合にご利用いただけます。

ただし、事業承継を機に創業した場合は、すでに「事業承継資金」を利用した場合でも、当資金をご利用できます。

なお、第二創業の場合は、ご利用いただけません。

#### <「創業した日」の考え方>

<p>① 個人事業主が、別事業を営むにあたり市制度融資を申込み場合            &lt;創業した日=初めて開業した日&gt;</p>	<p>② 個人事業主が、同一事業を法人化する（法人成り）にあたり市制度融資を申込み場合            &lt;創業した日=初めて開業した日&gt;</p>
<p>③ 個人事業主が、法人として別事業を営むにあたり市制度融資を申込み場合            &lt;創業した日=新たな法人設立日&gt;</p>	<p>④ 法人の代表者が、個人事業主又は法人として別事業を営むにあたり市制度融資を申込み場合            &lt;創業した日=新たな法人設立日又は個人開業日&gt;</p>

### 2-4-2 融資の概要

資金用途	運転資金・設備資金				
融資限度額	1,500万円 ※他の一般融資（運転資金、設備資金、小規模企業特別資金）の合計残高を含める。				
融資期間	7年以内（元金据置期間12か月以内を含む）				
融資利率	3年以内	1.50%	融資利率 (創業特例)	3年以内	1.10%
	3年超7年以内	1.60%		3年超7年以内	1.20%
補助利率	3年以内	1.30%	補助利率 (創業特例)	3年以内	1.10%
	3年超7年以内	1.35%		3年超7年以内	1.20%

### 2-4-3 信用保証料の補助（都制度連携）

町田市の要件に加え、次の東京都の追加要件を満たす場合、東京都から信用保証料の補助（3分の2）を受けることができます。

＜東京都の追加要件＞

- （1）事業税その他租税の未申告・滞納や、社会保険料の滞納がないこと。ただし、完納の見通しが立つ場合などはこの限りではない。
- （2）＜創業特例を利用する場合のみ＞ 6ヶ月以内に創業を予定していること。

### 2-4-4 創業特例

「町田創業プロジェクト」の支援を受け、町田市長の証明を受けた創業プロジェクト証明書を提出した場合、融資利率及び補助利率が【2-4-2 融資の概要】のとおり優遇されます。

創業プロジェクト証明書の発行は、産業政策課（市庁舎9階906窓口）にて行っています。証明日から3か月以内のものを添付してください。

なお、創業資金を利用できる場合でも、創業特例を利用できない（創業プロジェクトの対象と  
ならない）場合がございます。事前にご相談ください。

※「町田創業プロジェクト」とは、創業を目指す方や創業5年未満の方が、町田商工会議所や町田新産業創造センター等の支援機関が行うセミナーや相談対応を通じて、経営、財務、人材育成、販路開拓の4項目の知識を習得した場合、各種支援の優遇を受けることができる創業支援プログラムのことです。

## 2-5 緊急資金

### 2-5-1 個別要件

【1-1 基本要件】(5 ページ)に加え、次のいずれかの要件を満たす中小企業者又は組合がご利用いただけます。

(1) 最近3か月間(申込月の前々月を含めること)の売上実績が前年同期と比較して5%以上減少していること。

(2) 災害や事故等により経営の安定に支障を来しており、次のいずれかに該当すること。

ア ウクライナ情勢、円安又はエネルギー関連の要因等を発端として事業活動に影響を受けており、次のいずれかに該当すること。

① 次のいずれかの売上実績又は見込が、前年同期と比較して10%以上減少していること。

(ア) 最近3か月間の売上実績(申込月の前々月を含めること)

(イ) 今後3か月間(申込月の翌月を含めること)の売上見込

(ウ) 売上実績及び売上見込が混在する3か月間

② 業歴3か月以上1年1か月未満の創業者の場合、最近1か月の売上実績と最近1か月(実績)を含む最近3か月間の平均売上高を比較し、5%以上減少していること。

イ 災害や事故等の被害が確認できること。

(3) 町田市が行う住所整理等に伴い事業資金を必要としていること。

### 2-5-2 融資の概要

資金使途	運転資金・設備資金
融資限度額	1,000万円
融資期間	5年以内(元金据置期間6か月以内を含む)
融資利率	3年以内 1.70% 3年超5年以内 1.75%
補助利率	3年以内 1.45% 3年超5年以内 1.50%

### 2-5-3 信用保証料の補助（都制度連携）

＜【2-5-1】（1）の場合＞ 町田市の要件に加え、東京都の追加要件である「中小企業信用保険法第2条第3項に定める小規模事業者であること」を満たす場合、東京都から信用保証料の補助（2分の1）を受けることができます。

＜【2-5-1】（2）アの場合＞ 町田市の要件を満たすと、東京都から信用保証料の補助（5分の4）を受けることができます。

なお、両要件とも、責任共有制度対象外の場合は、信用保証料の補助はありません。

### 2-5-4 緊急資金融資対象者確認書

「緊急資金融資対象者確認書」を取得するにあたり、町田市産業政策課（市庁舎9階906窓口）に、次の書類をご提出ください。

提出書類のうち証明書等は、申請日を基準として3か月以内に発行されたものとし、コピーでも可とします。

- （1）緊急資金融資対象者確認書（指定様式）
- （2）＜法人の場合＞ 履歴事項全部証明書  
＜個人の場合＞ 直近の青色申告決算書又は収支内訳書
- （3）＜【2-5-1】（1）（2）アの場合＞ 要件に係る売上高等が確認できるもの  
＜【2-5-1】（2）イの場合＞ 被災証明書等  
＜【2-5-1】（3）の場合＞ 住居番号決定通知書
- （4）＜必要に応じて＞ 委任状

## 2-6 事業承継資金（一般）

「事業承継」とは、「被承継者の事業資産及び経営権を承継者へ譲渡すること」です。事業承継に係る定義は次のとおりです。

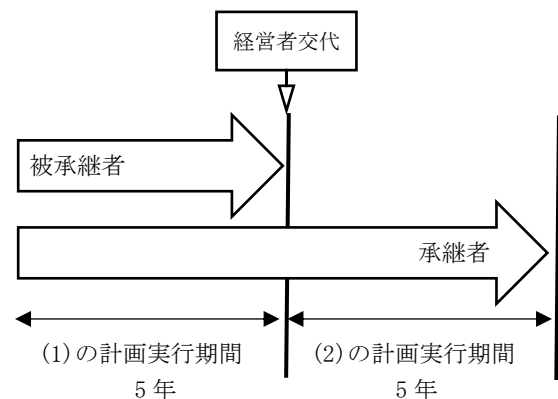
承継の区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>代表者の交代（承継を行う申込者（法人）が引き続き事業を行う）</li> <li>事業の譲渡（申込者（法人・個人）が事業の譲渡を受け、事業を行う）</li> </ul>
承継者の区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>親族内承継（被承継者の親族が事業を承継する）</li> <li>従業員承継（承継する事業に従事している従業員が事業を承継する）</li> <li>第三者承継（第三者が事業を承継する）</li> </ul>
承継者の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>全部承継（承継が被承継者の事業の全部を対象とする）</li> <li>一部承継（承継が被承継者の事業の一部を対象とする）</li> </ul>

### 2-6-1 個別要件

【1-1 基本要件】（5 ページ）に加え、次のいずれかの要件を満たす中小企業者をご利用いただけます。

本資金は、原則として1回の事業承継につき1事業者1回のみご利用いただけます。また、事業の承継者が創業者とみなされる場合は、事業承継資金を利用した場合であっても、創業資金をご利用いただけます。

- (1) <事業承継前> 事業承継を5年以内に行う計画を策定し、計画の実行に取り組むこと。  
ただし、承継者が申込人となる場合は、承継前の時点で中小企業者であることが必要。



- (2) <事業承継後> 事業承継をした日から5年未満であって、事業計画を策定し、承継後の経営の安定化等に取り組むこと。

- (3) <事業承継後> 事業承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じているとして、都道府県知事の認定（「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号）」第12条第1項に係る認定のこと。以下「都道府県知事の認定」という。）を受けたこと。

【例】先代経営者が亡くなった又は退任したことにより、経営者が交代した後の中小企業者（融資申込者）が、東京都の認定を受けたこと。

- (4) <事業承継前> 事業活動の継続に支障が生じている、【1-1 基本要件】（5 ページ）を全て満たす他の中小企業者の事業承継に伴い、都道府県知事の認定を受けたこと。

【例】現経営者の健康状態の悪化や高齢等を理由に事業承継を行おうとしている中小企業者（被承継者）について、これを引き継ごうとしている中小企業者（承継者＝融資申込者）が、東京都の認定を受けたこと。

## 2-6-2 融資の概要

資金使途	ア <【2-6-1】(1)~(3)の場合> 運転資金・設備資金 イ <【2-6-1】(4)の場合> 事業承継に不可欠な資産を取得するために必要な次のいずれかの資金 ① 事業用資産等の取得資金 ② 会社の株式等の取得資金（株式等を取得することにより、他の中小企業者の総株主等議決権数の50/100を超える議決権の数を有することとなる場合に限る。）		
融資限度額	1,500万円		
融資期間	10年以内（元金据置期間12か月以内を含む）		
融資利率	5年以内 1.50% 5年超10年以内 1.70%	融資利率 (承継特例)	5年以内 1.30% 5年超10年以内 1.50%
補助利率	5年以内 1.30% 5年超10年以内 1.50%	補助利率 (承継特例)	左と同じ
その他	ア 個人事業主（被承継者）が承継に向けて融資を受けた場合、事業承継により廃業した場合でも、市の利子補助は継続します。 イ 個人事業主（被承継者）が承継者に債務の引継ぎを行った場合、市の利子補助は継続します。		

## 2-6-3 信用保証料の補助（都制度連携）

町田市の要件に加え、次の東京都の追加要件を満たす場合、東京都から信用保証料の補助（3分の2）を受けることができます。

### <東京都の追加要件>

事業税その他租税の未申告・滞納や、社会保険料の滞納がないこと。ただし、完納の見通しが立つ場合などはこの限りではない。

なお、【2-6-1 個別要件】(4)の場合は、承継者・被承継者ともにこの要件を満たしていること。

## 2-6-4 実施報告書に添付する書類

【1-5 町田市への提出書類】(9ページ)に加え、【2-6-1 個別要件】に応じて、次の書類が必要です。案件によって、追加で資料を提出いただくことがあります。

なお、市指定の書式は、市ホームページからダウンロードいただけます。

ア <【2-6-1】(1)の場合> 事業承継計画書（市指定の書式）

イ <【2-6-1】(2)の場合> 事業計画書（市指定の書式）

ウ <【2-6-1】(3)の場合> 都道府県知事の認定書

エ <【2-6-1】(4)の場合> 都道府県知事の認定書、事業用資産等や株式等の取得に必要な金額を確認できる書類及び被承継者である中小企業者が【1-1 基本要件】(5ページ)を全て満たしていることを確認できる書類

## 2-6-5 承継特例

次の書類をご提出いただける場合、融資利率を優遇（承継特例による融資利率 1.30%～1.50%）します。

なお、補助利率は変更ありません。

- (1) 地域持続化支援事業による東京商工会議所、東京都商工会連合会又は町田商工会議所からの支援を1年以内に複数回受け、その証明となるものを提出できること。
- (2) (公財) 東京都中小企業振興公社における事業承継・再生支援事業による支援を1年以内に複数回受け、その証明となる書類を提出できること。

## 2-7 事業承継資金（承継者個人）

### 2-7-1 個別要件

次のいずれかの要件を満たす個人（承継者）がご利用いただけます。

本資金は、原則として1回の事業承継につき1事業者1回のみご利用いただけます。また、これから事業をする承継者個人が創業者とみなされる場合は、事業承継資金を利用した場合であっても、創業資金をご利用いただけます。

#### (1) <事業承継後> 次の要件を全て満たす中小企業者の代表者個人

ア 事業承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じているとして、都道府県知事の認定を受けた【1-1 基本要件】(5ページ)を全て満たす中小企業者の代表者個人。

イ 代表者個人が、東京都内に住所を有し、区市町村民税を完納しており、【1-1 基本要件】(7)(5ページ)を満たしていること。

【例】先代経営者が亡くなった又は退任したことにより、事業承継を行った後の会社が、東京都の認定を受けた場合、その会社の代表者個人。

#### (2) <事業承継前> 次の要件を全て満たす事業を営んでいない個人

ア 事業活動の継続に支障が生じている【1-1 基本要件】(5ページ)を全て満たす他の中小企業者の事業承継に伴い、都道府県知事の認定を受けた事業を営んでいない個人。

イ 個人が、東京都内に住所を有し、区市町村民税を完納していること。

【例】現経営者の健康状態悪化や高年齢等を理由に事業承継を行おうとしている会社の後継者個人が、東京都の認定を受けた場合、その会社の後継者個人。

### 2-7-2 融資の概要

資金使途	ア <【2-7-1】(1)の場合> 経営の承継に不可欠な資産を取得するための資金で、次のいずれかの資金 ① 株式等取得資金 ② 事業用資産等の取得資金 ③ 事業用資産等に係る相続税又は贈与税の納税資金 ④ 遺産分割に伴う返済資金又は遺留分減殺に伴う価格弁償資金 ⑤ 会社の事業活動の継続に特に必要な資金 イ <【2-7-1】(2)の場合> これから事業を承継するにあたり、経営の承継に不可欠な資産を取得するために必要な資金で、次のいずれかの資金 ① 事業用資産等の取得資金 ② 会社の株式等の取得資金（株式等を取得することにより、他の中小企業者の総株主等議決権数の50/100を超える議決権の数を有することとなる場合に限る）		
融資限度額	1,500万円		
融資期間	10年以内（元金据置期間12か月以内を含む）		
融資利率	1.50%		
補助利率	1.30%	優遇利率	1.50%

### 2-7-3 信用保証料の補助（都制度連携）

町田市の要件に加え、次の東京都の追加要件を満たす場合、東京都から信用保証料の補助（3分の2）を受けることができます。

＜東京都の追加要件＞

事業税その他租税の未申告・滞納や、社会保険料の滞納がないこと。ただし、完納の見通しが立つ場合などはこの限りではない。

### 2-7-4 実施報告書に添付する書類

【1-5 町田市への提出書類】（9ページ）に加え、【2-7-1 個別要件】に応じて次の書類が必要です。案件によって、追加で資料を提出いただくことがあります。

ア ＜【2-7-1】（1）の場合＞ 都道府県知事の認定書及び承継した会社が【1-1 基本要件】（5ページ）を全て満たしていることを確認できる書類

イ ＜【2-7-1】（2）の場合＞ 都道府県知事の認定書及び被承継者である他の中小企業者が【1-1 基本要件】（5ページ）を全て満たしていることを確認できる書類

### 2-7-5 補助利率の優遇

次のいずれかにあてはまる個人の方は、補助利率の優遇（優遇利率1.50%）を受けることができます。

- （1）町田市在住の方
- （2）事業承継にあたり、町田商工会議所からの支援を1年以内に複数回受けた後継者個人で、その証明となるものを提出いただけること
- （3）地域持続化支援事業による東京商工会議所、東京都商工会連合会又は町田商工会議所からの支援を1年以内に複数回受けた会社で、証明となる書類を提出いただけること
- （4）（公財）東京都中小企業振興公社における事業承継・再生支援事業による支援を1年以内に複数回受けた会社で、証明となる書類を提出いただけること

## 2-8 まちだ ECO to(い—こと)整備資金

### 2-8-1 個別要件

【1-1 基本要件】(5 ページ)に加え、市が定める対象設備の整備を行う中小企業者又は組合がご利用いただけます。

対象設備は以下の表のとおりです。

設備	要件
太陽光発電システム	太陽光発電モジュールの認証において、一般財団法人電気安全環境研究所 (JET) による認証を受けたもの(※1)、又はこれに準じた性能をもつと市長が認めるもの。
太陽熱利用システム	自然循環式太陽熱温水器及び強制循環式または空気集熱式ソーラーシステム。ただし、一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品認定を受けたもの(※2) (集合住宅に設置する場合には、一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品認定に準じた性能を持つものとして市長が認めるもの) であること。
蓄電池システム	一般社団法人環境共創イニシアチブの「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 支援事業」で補助対象機器として登録されたもの(※3)。
次世代自動車 (EV・PHEV・FCV)	一般社団法人次世代自動車振興センターの「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金 (『車両』)」で補助対象機器として指定されたもの(※4)。 タクシー・バスについては公益財団法人日本自動車輸送技術協会の「商用車の電動化促進事業 (タクシー・バス)」で補助対象機器として指定されたもの(※5)。 トラックについては、一般財団法人環境優良車普及機構の「商用車の電動化促進事業 (トラック)」で補助対象機器として指定されたもの(※6)。
充電設備 (充電器・V2H・外部給電器)	一般社団法人次世代自動車振興センターの「充電設備・V2H 充放電設備・外部給電器補助金」で補助対象機器として指定されたもの(※7)。

(各リンク先は外部サイト)

※1 [一般財団法人電気安全環境研究所 \(JET\)、太陽光モジュールの認証 \(JETPVM認証\)](#)

※2 一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品認定を受けている[自然循環式太陽熱温水器及び強制循環式、空気集熱式ソーラーシステム](#)

※3 [「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス \(ZEH\) 支援事業」補助対象機器](#)

※4 [「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金 \(『車両』\)」補助対象機器](#)

※5 [「商用車の電動化促進事業 \(タクシー・バス\)」補助対象機器](#)

※6 [「商用車の電動化促進事業 \(トラック\)」補助対象機器](#)

※7 [「充電設備・V2H 充放電設備・外部給電器補助金」補助対象機器](#)

## 2-8-2 融資の概要

資金用途	設備資金
融資限度額	1,000万円
融資期間	7年以内（元金据置期間12か月以内を含む）
融資利率	1.95%
補助利率	1.95%

## 2-8-3 信用保証料の補助

信用保証料の補助はありません。

## 2-8-4 まちだECO to(い—こと)整備資金融資対象設備確認書について

「まちだECO to(い—こと)整備資金融資対象設備確認書」を取得する場合、町田市環境政策課（市庁舎7階701窓口）に、次の書類をご提出ください。

なお、確認書の発行には1週間程度かかります。

- (1) まちだECO to(い—こと)整備資金融資対象設備確認書 ※要実印
- (2) メーカー及び型式などの仕様が分かるもの（カタログ等）
- (3) <必要に応じて> 委任状

### 3 実施報告書提出後の融資変更等

町田市に実施報告書を提出した後、次の事例に当てはまるものがありましたら、「町田市中小企業融資変更等報告書」及び変更内容が客観的にわかる資料を、速やかに市にご報告ください。

なお、これらの事例以外にも、報告が必要となる場合がございます。

#### 3-1 利子補助が終了となる主な事例

次の事例の場合、その変更等の時点をもって利子補助を終了いたします。利子補助金の返還が必要となる場合がありますので、速やかに報告書をご提出ください。

なお、これらの事例以外にも、利子補助が終了となる場合がございます。

- (1) 約定完済や繰上完済など利子補助期間が満了した場合
- (2) 市外転出した場合  
＜利子補助対象期間＞ 融資申込者の所在地（住所）移転日まで
- (3) 最終利払日から連続3か月間利子の支払いが確認されなかった場合  
＜利子補助対象期間＞ 融資申込者が自ら利払いした最終利払日（利息計算日）まで
- (4) 代位弁済の場合  
＜利子補助対象期間＞ 融資申込者が自ら利払いした最終利払日（利息計算日）まで
- (5) 一部繰上返済等による月々の利子額が減額される内容の条件変更  
＜利子補助対象期間＞ 条件変更日まで
- (6) 廃業や法人解散等により中小企業者に該当しなくなった場合  
＜利子補助対象期間＞ 中小企業者に該当しなくなった日まで
- (7) 債務引受によって、融資限度額を超過した場合  
＜利子補助対象期間＞ 債務引受日まで

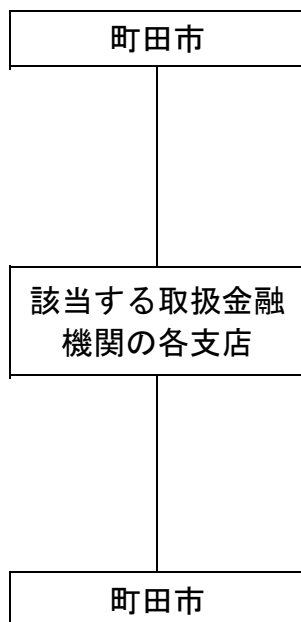
#### 3-2 その他報告が必要な主な事例

- (1) 商号（名称）変更、代表者変更、【3-1】（2）を除く住所変更
- (2) 【3-1】（5）を除く条件変更（月々の返済額が減額される条件変更や返済期限の延長など）
- (3) 期限後完済
- (4) 個人事業主からの法人成り
- (5) 法人からの個人成り
- (6) 事業承継等に伴う債務の引き受け
- (7) 同一取扱金融機関内の支店間の移管 ※事前に市に連絡
- (8) 支店長の変更

## 4 市制度融資完済者等の確認

町田市中小企業融資制度における融資申込者の状況を把握するため、毎月「町田市中小企業融資完済者等報告書」を、該当する取扱金融機関の各支店に送付しております。

なお、完済者等報告書には、再確認のため、事前に報告があったものも掲載しております。



- (1) 該当する取扱金融機関の各支店は、各月上旬に町田市から送付された「町田市中小企業融資完済者等報告書」（前月分の約定完済、繰上完済、期限後完済に係る完済者を掲載したもの）を確認する。
- (2) (1) の報告書に過誤や記載漏れがある場合は、赤字で修正又は余白に加筆する。

- (3) (2) で修正等した報告書に、必要事項を記入・押印のうえ、提示された期限までに町田市に返送する。
- (4) (2) で修正等した融資が「町田市中小企業融資変更等報告書」を未提出の場合は、速やかに町田市に報告する。→【3】(28 ページ)

## 5 利子補助金の返還

当該融資が、【3-1 利子補助が終了となる主な事例】(28 ページ)等に当てはまる場合、その変更等の時点をもって利子補助を終了いたします。

利子補助の終了に伴い、利子補助金の過払いが発生した場合には、過払い分は町田市に返還していただきます。補助金の返還に応じない中小企業者等は、町田市中小企業融資制度が利用できなくなります。速やかに返還していただけるよう、取扱金融機関におかれましてもご協力をお願いいたします。

## 6 Q & A

多くいただく質問をまとめています。お問い合わせ前に、ご確認ください。

### 6-1 市制度融資の要件

#### Q 1 「中小企業者」「小規模企業者」のそれぞれの定義は。

本制度における「中小企業者」は、中小企業信用保険法第2条第1項に定める中小企業者のことです。→【1-1】(1)(5ページ)

本制度における「小規模企業者」は、中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号に定める小規模企業者のことです。→【2-3-1】(1)(15ページ)

#### Q 2 中小企業信用保険法上の従業員の定義は。

従業員（常時使用する従業員）は、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」と解します。

会社役員及び個人事業主は従業員には該当しませんが、パート・アルバイト・派遣社員・契約社員・非正規職員・出向者等は、個別の判断となります。

#### Q 3 本店登記地は町田市外だが、事業所が市内にある場合は、対象となるのか。

本制度の対象となります。ただし、町田市内に事業所を有することがわかるもの（履歴事項全部証明書、決算書の勘定科目内訳明細書や賃貸借契約書などで）を、実施報告書を提出する際に添付していただく必要があります。→【1-1】(2)(5ページ)

事業実態の有無で信用保証の対象外となることもございますので、疑義がある場合は東京信用保証協会にお問い合わせください。

#### Q 4 新たに町田市内に本店登記地又は事業所を置く予定の場合、対象となるのか。

【1-1】(2)(5ページ)の要件を満たすことが、営業所の賃貸借契約書等で確認できた場合、本制度の対象となります。

事業実態の有無で信用保証の対象外となることもございますので、疑義がある場合は東京信用保証協会にお問い合わせください。

Q 5 すでに市制度融資を利用している融資申込者から、追加で申込があった場合は。

資金ごとに設定している融資限度額以内の場合は、追加の申込を受付いただけます。

なお、他の金融機関で市制度融資を利用している場合、他の金融機関の融資を完済するか、町田市から「町田市中小企業融資制度残高確認メール」を取得する必要があります。【1-3】(7ページ)

Q 6 各年度の町田市中小企業融資制度が適用される範囲は。

各年度内(4月1日から翌3月31日まで)に融資を実行した分が当該年度の適用範囲となります。ただし、年度途中に変更がある場合は、この限りではありません。

Q 7 【1】(4)ア②(4ページ)にある「完済したことがわかる書類」とは。

他の金融機関における既存融資の完済を確認できる通帳等の写しとともに、その余白に「既存融資の完済を確認した」旨と金融機関名を記載したうえで、実施報告書に添付してご提出ください。

## 6-2 町田市への提出書類

Q 8 「町田市中小企業融資申込書」の訂正はどのようにしたらよいか。

「町田市中小企業融資申込書」は、「金融機関控」「町田市報告用(町田市中小企業融資実施報告書)」「申込者控」の3枚綴りとなっていますので、3枚全てに融資申込者の実印にて訂正してください。

事情により、融資申込者の実印での訂正が難しい場合は、融資申込者の承諾を得たうえで押切印(銀行確認印)にて訂正してください。

Q 9 東京信用保証協会の判断で、申込時と融資実行内容が変更になった場合の対応は。

「町田市中小企業融資申込書」のうち「町田市報告用(町田市中小企業融資実施報告書)」については、変更になった事項を融資申込者の実印にて訂正してください。

なお、「東京信用保証協会提出用」の訂正は不要ですが、信用保証書の内容に変更が反映されているか確認をお願いします。

**Q 10 履歴事項全部証明書は、インターネットから取得したものでもよいか。**

履歴全部事項証明書は、法務局で取得したものを提出してください。

登記情報提供サービスは、「閲覧」と同等のサービスのため、証明文や公印等は付加されないことから、証明書として取り扱いできません。

**Q 11 法人設立届出書又は開業届を紛失した場合、どうすればよいか。**

<法人設立届出書> 税務署で再発行は受け付けていないとのことなので、閲覧し書面を撮影するなど、内容が確認できるものを提出してください。写真撮影等閲覧においては、税務署の指示に従うようにお願いします。

<開業届> 「所得税の青色申告承認申請書」の写しをご提出いただくか、税務署へ保有個人情報開示請求を行い「開業届」の再発行を受けてください。再発行には手数料がかかります。また、発行までに1か月程度かかります。

**Q 12 提出する証明書等の発行日はいつまでのものが有効か。**

提出いただく証明書等は、取扱金融機関の受付日を基準として3か月以内に発行されたものまたは受付日以降のものとし、コピーでも可とします。

ただし、許認可証等で期限が明記されているものについては、融資実行日まで有効のものをご提出ください。

**Q 13 確定申告書や青色申告決算書は、税務署に提出前のものでもよいか。**

確定申告者や青色申告決算書等は、税務署等に提出した控え（最新年度のもの）をご提出ください。

## 6-3 市税の完納証明書

### Q 14 市税の完納証明書とはどのようなものか。

市税の完納証明書は、最新年度を含めて、5か年度以内で納期が到来している市民税・都民税、法人市民税、固定資産税（償却資産を含む）・都市計画税、軽自動車税（種別割）、事業所税、国民健康保険税に滞納がないことを証明する書類です。

市民税・都民税の納税証明書、都税事務所や税務署の納税証明書とは異なります。

### Q 15 町田市が発行する完納証明書等はどこで取得できるのか。

<完納証明書> 市庁舎 2階 市民税課（207 窓口）  
※市民センターや連絡所で発行していません。

<課税・非課税証明書> 市庁舎 2階 市民税課（207 窓口）  
市庁舎 1階 市民課（101 窓口）  
市民センター及び連絡所

### Q 16 町田市が発行する完納証明書が取得できない場合は、どうすればよいか。

#### ア 非課税の場合

市民税・都民税が非課税の場合、非課税証明書を取得してください。

ただし、他市にお住まいの方で、1月1日現在町田市内に事業所等を有する場合は、完納証明書を取得してください。

#### イ 創業前等の場合

「創業後であって、納期限前又は納期限が到来した市税がない」場合、**創業者個人**の完納証明書（完納証明書を発行していない市区町村の場合は、市民税の納税証明書）を取得してください。

#### ウ 町田市内に会社（事業所）を移転して間もない場合

納期限前又は納期限が到来した市税がないことで、町田市で完納証明書が発行できない場合、**転入前**の市区町村で完納証明書（完納証明書を発行していない市区町村の場合は、法人市民税又は市民税の納税証明書）を取得してください。

#### エ その他の事例について

アにおいて、未申告や何らかの理由で市のデータベースに登録されておらず、完納証明書が発行できない場合があります。

その場合は、確定申告書、青色申告決算書又は収支内訳書を持参のうえ、市民税課（207 窓口）にお越しいただき、市民・都民税の申告をお願いします。申告の際、市民税課窓口において、**申告書の写しが必要な旨を申し出て**ください。その申告書の写し（市役所受付印が押印されているもの）をもって完納証明書の代わりとします。

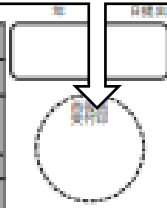


<市民税・都民税申告書>

受付印を押印した写しを  
市に提出する

町田市長 宛 令和8年度 市民税・都民税申告書（令和7年分）

令和7年1月現在の住所	町田市	個人番号 マイナンバー	
現在の住所	上記と同じ場合は記入不要	ふりがな	
窓口に来た方 【本人の場合は「本人手書」】	住所（本人と同一の場合は記入不要） 氏名	氏名	
	性別	生年月日	電話番号



①収入がなかった方	②収入があった方																																																				
<input type="checkbox"/> 納税に着手して2週間以上経過し、収入に異動を受けていない <input type="checkbox"/> 遺言や相続発生、相続税の課税対象となった <input type="checkbox"/> 特約金で暮らしていた <input type="checkbox"/> 生活保護を受けていた <input type="checkbox"/> その他（理由の欄に記入してください）	<table border="1"> <tr><th>所得の種類</th><th>収入金額</th><th>必要経費</th><th>所得金額</th></tr> <tr><td>1 給与所得</td><td>ア</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2 退職所得</td><td>イ</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3 不動産所得</td><td>ウ</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4 利子所得</td><td>エ</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5 配当所得</td><td>オ</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>6 雑所得</td><td>カ</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>7 公的年金等</td><td>キ</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>8 雑所得</td><td>ク</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>9 その他</td><td>ケ</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10 短期譲渡所得</td><td>コ</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>11 長期譲渡所得</td><td>サ</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>12 雑所得</td><td>シ</td><td></td><td></td></tr> </table>	所得の種類	収入金額	必要経費	所得金額	1 給与所得	ア			2 退職所得	イ			3 不動産所得	ウ			4 利子所得	エ			5 配当所得	オ			6 雑所得	カ			7 公的年金等	キ			8 雑所得	ク			9 その他	ケ			10 短期譲渡所得	コ			11 長期譲渡所得	サ			12 雑所得	シ		
所得の種類	収入金額	必要経費	所得金額																																																		
1 給与所得	ア																																																				
2 退職所得	イ																																																				
3 不動産所得	ウ																																																				
4 利子所得	エ																																																				
5 配当所得	オ																																																				
6 雑所得	カ																																																				
7 公的年金等	キ																																																				
8 雑所得	ク																																																				
9 その他	ケ																																																				
10 短期譲渡所得	コ																																																				
11 長期譲渡所得	サ																																																				
12 雑所得	シ																																																				

※収入がなかった方は、収入に異動を受けていないことを証明するために収入印紙を貼る必要があります。

遺言や相続発生、生活保護を受けている方は、収入に異動を受けていないことを証明するために収入印紙を貼る必要があります。

④所得控除	所得控除金額
社会保険料控除	式+D+C+D
小規模企業共済等掛金控除	
住宅ローン控除	
医療費控除	
扶養親族等	
合計	

扶養親族等	氏名	生年月日	扶養の種別	所得控除額	所得控除率
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55					
56					
57					
58					
59					
60					
61					
62					
63					
64					
65					
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					

⑤所得控除に関する事項	⑥住宅借入金等特別控除に関する事項
1 所得控除額	1 住宅借入金等特別控除額
2 所得控除率	2 住宅借入金等特別控除率
3 所得控除額	3 住宅借入金等特別控除率
4 所得控除率	4 住宅借入金等特別控除率
5 所得控除額	5 住宅借入金等特別控除率
6 所得控除率	6 住宅借入金等特別控除率
7 所得控除額	7 住宅借入金等特別控除率
8 所得控除率	8 住宅借入金等特別控除率
9 所得控除額	9 住宅借入金等特別控除率
10 所得控除率	10 住宅借入金等特別控除率
11 所得控除額	11 住宅借入金等特別控除率
12 所得控除率	12 住宅借入金等特別控除率
13 所得控除額	13 住宅借入金等特別控除率
14 所得控除率	14 住宅借入金等特別控除率
15 所得控除額	15 住宅借入金等特別控除率
16 所得控除率	16 住宅借入金等特別控除率
17 所得控除額	17 住宅借入金等特別控除率
18 所得控除率	18 住宅借入金等特別控除率
19 所得控除額	19 住宅借入金等特別控除率
20 所得控除率	20 住宅借入金等特別控除率
21 所得控除額	21 住宅借入金等特別控除率
22 所得控除率	22 住宅借入金等特別控除率
23 所得控除額	23 住宅借入金等特別控除率
24 所得控除率	24 住宅借入金等特別控除率
25 所得控除額	25 住宅借入金等特別控除率
26 所得控除率	26 住宅借入金等特別控除率
27 所得控除額	27 住宅借入金等特別控除率
28 所得控除率	28 住宅借入金等特別控除率
29 所得控除額	29 住宅借入金等特別控除率
30 所得控除率	30 住宅借入金等特別控除率
31 所得控除額	31 住宅借入金等特別控除率
32 所得控除率	32 住宅借入金等特別控除率
33 所得控除額	33 住宅借入金等特別控除率
34 所得控除率	34 住宅借入金等特別控除率
35 所得控除額	35 住宅借入金等特別控除率
36 所得控除率	36 住宅借入金等特別控除率
37 所得控除額	37 住宅借入金等特別控除率
38 所得控除率	38 住宅借入金等特別控除率
39 所得控除額	39 住宅借入金等特別控除率
40 所得控除率	40 住宅借入金等特別控除率
41 所得控除額	41 住宅借入金等特別控除率
42 所得控除率	42 住宅借入金等特別控除率
43 所得控除額	43 住宅借入金等特別控除率
44 所得控除率	44 住宅借入金等特別控除率
45 所得控除額	45 住宅借入金等特別控除率
46 所得控除率	46 住宅借入金等特別控除率
47 所得控除額	47 住宅借入金等特別控除率
48 所得控除率	48 住宅借入金等特別控除率
49 所得控除額	49 住宅借入金等特別控除率
50 所得控除率	50 住宅借入金等特別控除率
51 所得控除額	51 住宅借入金等特別控除率
52 所得控除率	52 住宅借入金等特別控除率
53 所得控除額	53 住宅借入金等特別控除率
54 所得控除率	54 住宅借入金等特別控除率
55 所得控除額	55 住宅借入金等特別控除率
56 所得控除率	56 住宅借入金等特別控除率
57 所得控除額	57 住宅借入金等特別控除率
58 所得控除率	58 住宅借入金等特別控除率
59 所得控除額	59 住宅借入金等特別控除率
60 所得控除率	60 住宅借入金等特別控除率
61 所得控除額	61 住宅借入金等特別控除率
62 所得控除率	62 住宅借入金等特別控除率
63 所得控除額	63 住宅借入金等特別控除率
64 所得控除率	64 住宅借入金等特別控除率
65 所得控除額	65 住宅借入金等特別控除率
66 所得控除率	66 住宅借入金等特別控除率
67 所得控除額	67 住宅借入金等特別控除率
68 所得控除率	68 住宅借入金等特別控除率
69 所得控除額	69 住宅借入金等特別控除率
70 所得控除率	70 住宅借入金等特別控除率
71 所得控除額	71 住宅借入金等特別控除率
72 所得控除率	72 住宅借入金等特別控除率
73 所得控除額	73 住宅借入金等特別控除率
74 所得控除率	74 住宅借入金等特別控除率
75 所得控除額	75 住宅借入金等特別控除率
76 所得控除率	76 住宅借入金等特別控除率
77 所得控除額	77 住宅借入金等特別控除率
78 所得控除率	78 住宅借入金等特別控除率
79 所得控除額	79 住宅借入金等特別控除率
80 所得控除率	80 住宅借入金等特別控除率
81 所得控除額	81 住宅借入金等特別控除率
82 所得控除率	82 住宅借入金等特別控除率
83 所得控除額	83 住宅借入金等特別控除率
84 所得控除率	84 住宅借入金等特別控除率
85 所得控除額	85 住宅借入金等特別控除率
86 所得控除率	86 住宅借入金等特別控除率
87 所得控除額	87 住宅借入金等特別控除率
88 所得控除率	88 住宅借入金等特別控除率
89 所得控除額	89 住宅借入金等特別控除率
90 所得控除率	90 住宅借入金等特別控除率
91 所得控除額	91 住宅借入金等特別控除率
92 所得控除率	92 住宅借入金等特別控除率
93 所得控除額	93 住宅借入金等特別控除率
94 所得控除率	94 住宅借入金等特別控除率
95 所得控除額	95 住宅借入金等特別控除率
96 所得控除率	96 住宅借入金等特別控除率
97 所得控除額	97 住宅借入金等特別控除率
98 所得控除率	98 住宅借入金等特別控除率
99 所得控除額	99 住宅借入金等特別控除率
100 所得控除率	100 住宅借入金等特別控除率

## 6-4 変更等報告

Q 18 融資申込者が繰上完済した場合はどうすればよいか。

**利子補助終了**となりますので、速やかに町田市中小企業融資変更等報告書に変更内容が客観的にわかる資料を添えて、市へご報告ください。→ 【7】(45 ページ)

利子補助対象期間は、繰上完済日までです。

Q 19 代位弁済の場合はどうすればよいか。

**代位弁済の可能性が生じた時点**で、市にご連絡ください。

代位弁済が実行されると利子補助終了となります。速やかに町田市中小企業融資変更等報告書に変更内容が客観的にわかる資料を添えて、市へご報告ください。→ 【7】(46 ページ)

利子補助対象期間は、融資申込者が自ら利払いした最終利払日（利息計算日）までです。

Q 20 融資申込者が町田市外へ移転した場合はどうすればよいか。

**利子補助終了**となりますので、速やかに町田市中小企業融資変更等報告書に変更内容が客観的にわかる資料を添えて、市へご報告ください。→ 【7】(48、49 ページ)

利子補助対象期間は、融資申込者の所在地（住所）移転日までとなり、登記日（届出日）ではありません。

Q 21 法人で本店は町田市外に移転したが、営業所が町田市内にある場合に必要な手続きは。

本店が町田市外に移転した旨を、速やかに町田市中小企業融資変更等報告書にて市へご報告ください。その際、営業所が町田市内にあることが確認できる書類（履歴事項全部証明書、決算書の勘定科目内訳明細書や賃貸借契約書などで、町田市内に事業所があることがわかるもの）を添付してください。→ 【7】(48 ページ)

**町田市内での事業実態が確認できない場合は、利子補助終了**となります。

Q 22 個人事業主で町田市外に転出したが、営業所が町田市内にある場合に必要な手続きは。

市外転出した旨を、速やかに町田市中小企業融資変更等報告書にて市へご報告ください。その際、営業所が町田市内にあることが確認できる書類（青色申告決算書や賃貸借契約書などで、町田市内に事業所があることがわかるもの）を添付してください。→ 【7】(49 ページ)

**町田市内での事業実態が確認できない場合は、利子補助終了**となります。

Q 23 融資申込者が利子未払いの場合はどうすればよいか。

連続する3か月間利子の支払いが確認されなかった場合、**利子補助終了**となりますので、速やかに町田市中小企業融資変更等報告書の〈変更事項〉「7 その他」に状況をご記載いただき、内容が客観的にわかる資料を添えて市へご報告ください。

利子補助対象期間は、融資申込者が自ら利払いした最終利払日（利息計算日）までです。

Q 24 融資実行後、条件変更（リスク）した場合はどうすればよいか。

速やかに町田市中小企業融資変更等報告書に変更内容が客観的にわかる資料を添えて、市へご報告ください。→【7】(50ページ)

ア 月々の**利子額が減額**される内容の条件変更は、**利子補助終了**となります。

イ 月々の**返済額の減額**や返済の期限延長などの条件変更は、当初決定通りの利子補助金額を上限として交付します（利子補助は継続されます）。

Q 25 当初の融資期間終了後にも、条件変更の報告は必要か。

返済期限の延長等により、当初の融資期間（利子補助対象期間）を過ぎた後に、条件変更に係る報告は不要ですが、当該融資を完済（期限後完済）しましたら、速やかに町田市中小企業融資変更等報告書に変更内容が客観的にわかる資料を添えて、市へご報告ください。

利子補助を終了した後も、市制度融資ご利用中であれば、新規でご利用する際の融資限度額に抵触しますので、必ずご対応ください。

Q 26 個人事業主が法人成り、もしくは法人が個人成りした場合どうすればよいか。

市制度融資の債務を引き継ぐ場合、利子補助は継続します。→【7】(51ページ)

<個人事業主が法人成りした場合>

次の書類を添えて、速やかに町田市中小企業融資変更等報告書にて市へご報告ください。

ア 法人成りした中小企業者の履歴事項全部証明書（コピー可）

イ 事業を引き継いで法人成りした中小企業者が債務を引き受けたことを証明する書類（重疊的債務引受契約書や免責的債務引受契約書など）の写し

<法人が個人成りした場合>

次の書類を添えて、速やかに町田市中小企業融資変更等報告書にて市へご報告ください。

ア 個人事業主の開業届の写し

イ 事業を引き継ぐ個人事業主が債務を引き受けたことを証明する書類（重疊的債務引受契約書や免責的債務引受契約書など）の写し

Q 27 法人成りの際に、市制度融資の債務を法人に引き継がない場合、利子補助は。

市制度融資の債務を引き継がない場合、**法人成りの時点で補助停止**となります。

Q 28 市制度融資を利用中の個人事業主が、承継者に事業を承継した場合の手続きは。

原則として、事業を承継した場合はこれまでの事業実績も承継したものとみなします。利用中の市制度融資について承継者が債務引受人となった場合は、次の書類を添えて、事業主が変更した旨速やかに町田市中小企業融資変更等報告書にて市へご報告ください。

ア 承継者の開業届の写し

イ 承継者が債務を引き受けたことを証明する書類（重畳的債務引受契約書や免責的債務引受契約書など）の写し

Q 29 取扱支店を変更する場合の手続きは。

取扱支店を変更した旨を、速やかに町田市中小企業融資変更等報告書にて市へご報告ください。その際、既存の保証書の支店名を支店印又は押切印で訂正した信用保証書（控）も添付してください。→【7】(52 ページ)

Q 30 事業者の姓が変わった場合の手続きは。

姓を変更した旨を、速やかに町田市中小企業融資変更等報告書にて市へご報告ください。その際、旧姓が分かる資料（住民票の写しや免許証のコピーなど）を添付してください。

## 6-5 その他

Q 31 利子補助金の計算式はどのようなものか。

<利息>

(日割・前取) 残高×融資利率×日数÷365 (円未満切り捨て)

(日割・後取) 前月残高×融資利率×日数÷365 (円未満切り捨て)

(月割・後取) 前月残高×融資利率÷12 ※月割の初回・最終回は日割で算出

<補助額>

利息 (円未満切り捨て) ×補助利率÷融資利率 (円未満切り捨て)

なお、月々の返済額の減額の条件変更の場合、当初の融資内容で決定した利子補助金額が上限額となります。再計算はしていません。

Q 32 他の融資の借換は可能か。

市制度融資や都制度融資など、融資の種類に関わらず、借換は不可です。

Q 33 創業資金の要件である「5年未満」とは、いつからいつまでを指すか。

法人の場合、設立届の設立日から金融機関受付日までです。個人事業主の場合、原則開業届の開業日から金融機関受付日までです。

なお、設立日や開業日以前に事業を開始したことが明らかである場合は、実際に事業を開始した日から金融機関受付日までとなります。

## 7 様式等

各様式は、町田市ホームページに掲載しております。

年度途中で様式が変更になる場合もございますので、町田市ホームページからダウンロードしてご利用ください。

<町田市ホームページ> 町田市中企業融資制度 [金融機関ご担当の方へ](#)  
トップページ > 事業者の方へ > 融資・支援 > 融資制度 > 町田市中企業融資制度  
> 金融機関ご担当の方へ



申込書及び実施報告書【金融機関控】

該当しない場合は記入不要です。

都制度と異なる場合は該当する制度に○してください。  
 小 企業 事業承継  設備投資  創業  経営一般  ウクライナ

**町田市中小企業融資申込書** 金融機関控

下記のとおり資金を借り受けたいので、関係書類を添えて申し込みます。

[事業者申請日] 年 月 日 申請

商号 又は 屋号(個人)	フリガナ	創業(開業) 年月	(大/昭/平/令) 年 月
代表者名 又は 経営者名(個人)	フリガナ	※法人成り後1年未満の場合、個人の開業年月をご記入ください。 (大/昭/平/令) 年 月 日 ( 歳)	
本店登記地	〒	教育・学習支援業 その他 ( )	
資金の種類 <small>※該当する資金の種類の□にチェックを入れてください。</small>	( <input type="checkbox"/> 運転 <input type="checkbox"/> 設備 ) 小規模企業特別資金 <補助利率優遇 (0.1%引上げ) 要件> <input type="checkbox"/> 町田商工会議所の「経営指導内容証明書」 <input type="checkbox"/> 指定商店会会員 (1年以上加入) <input type="checkbox"/> 町田市勤労者福祉サービスセンター会員 (1年以上加入) <input type="checkbox"/> 町田市トライアル発注認定事業者 (認定期間中に限る)		
	<input type="checkbox"/> 創業資金 <input type="checkbox"/> 創業特例 (創業プロジェクト証明書) <small>※次の条件を全て満たすこと。                  ・創業後5年未満であること                  ・(法人成りしている場合、個人で創業した日から起算する。)                  ・町田市中小企業融資の利用が初めてであること</small>		
	<input type="checkbox"/> 緊急資金 <small>※事前に町田市...</small>		
	<input type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 設備資金 <補助利率優遇 (0.1%引上げ) 要件> <input type="checkbox"/> 町田市トライアル発注認定事業者 (認定期間中に限る) <input type="checkbox"/> 特定都市施設整備 (変更) 協賛事業者		
	<input type="checkbox"/> 事業承継 <input type="checkbox"/> 事業承継 <input type="checkbox"/> まちだ <small>※事前に町田市が発行する「対象融資...</small>		
連帯保証人 氏名	フリガナ	フリガナ	許認可証 ※「要」の場合は資料を添付してください。 要・不要

実行年月日や毎月返済日等、記入漏れがないか提出前に必ずご確認ください。

信用保証書の通りにご記入ください。

「要」の場合は、必ず添付資料の提出をお願いします。

記載内容を訂正する場合、融資申込者の実印にて訂正をお願いします。  
 →【6-2】Q8、Q9 (42 ページ)

20260401

申込書及び実施報告書【町田市報告用】

金融機関	受付	年	月	日	市役所	受付	年	月	日
	TEL					番号	-		
	担当					担当			

都制度と連携する場合は該当する制度に○してください。  
 小 口 ・ 設備投資 ・ 創 業  
 事業承継 ・ 経営一般 ・ ウクライナ

町田市中小企業融資申込書

町田市  
報告用

下記のとおり資金を借り受けたいので、関係書類を添えて申し込みます。

【事業者申請日】 年 月 日 申請

商号 又は 屋号(個人)	フリガナ	創業(開業) 年月	(大/昭/平/令) 年 月
代表者名 又は 経営者名(個人)	フリガナ 	業種	建設業 / 製造業 運輸業 / 卸売小売業 不動産業 / サービス業 情報通信業 / 金融・保険業 飲食・宿泊業 / 医療・福祉 教育・学習支援業 その他 ( )
本店登記地 又は 住居登録地(個人)	〒 (Tel)	※該当する業種に ○してください。	
主な営業所の 所在地	〒 (Tel)		
資金の種類 <small>※該当する資金の種類の□にチェックを入れてください。</small>	<input type="checkbox"/> 運転・ <input type="checkbox"/> 設備 小規模企業特別資金 <補助利率優遇(0.1%引上げ)要件> <input type="checkbox"/> 町田商工会議所の「経営指導内容証明書」 <input type="checkbox"/> 指定商店会会員(1年以上加入) <input type="checkbox"/> 町田市勤労者福祉サービスセンター会員(1年以上加入) <input type="checkbox"/> 町田市トライアル発注認定事業者(認定期間中に限る)		<input type="checkbox"/> 創業資金 <input type="checkbox"/> 創業特例(創業プロジェクト証明書) ※次の条件を全て満たすこと。 ・創業後5年未満であること ・(法人成りしている場合、個人で創業した日から起算する。) ・町田市中小企業融資の利用が初めてであること
	<input type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 設備資金 <補助利率優遇(0.1%引上げ)要件> <input type="checkbox"/> 町田市トライアル発注認定事業者(認定期間中に限る) <input type="checkbox"/> 特定都市施設整備(変更)協議済事業者		<input type="checkbox"/> 緊急資金 ※事前に町田市が発行する「対象者確認書」の取得が必要です。
		<input type="checkbox"/> 事業承継資金(一般) <input type="checkbox"/> 承継特例 <input type="checkbox"/> 事業承継資金(承継者個人)	<input type="checkbox"/> まちだECO to(いーこと)整備資金 ※事前に町田市が発行する「対象者確認書」の取得が必要です。
取扱金融機関	銀行 信用金庫 協同組合	支店	融資申込額 千円
利払方法	<input type="checkbox"/> 利子前取 ・ <input type="checkbox"/> 利子後取 <input type="checkbox"/> 休日処理(利息計算日)	前営業日・翌営業日・休日なし	融資実行金額 千円
報告日	年 月 日	貸付利率	年利 %
返済回数	回	元金	円
返済日	年 月 日	補助利率	年利 %

上記のとおり町田市中小企業融資を実施しましたので報告します。  
 【金融機関報告日】 年 月 日

委任状

私は、上記取扱金融機関を代理人と定め、利子補助金の申請、請求および受領の権限を委任します。

委任者  
[借受者] 氏名

住所



20260401

<法人の場合>

法人の本店所在地、法人名、役職、代表者名を記入してください。  
 代表者の欄には、法人の実印を押印してください。

変更等報告書

町田市中小企業融資変更等報告書

年 月 日

町田市長 様

金融機関名  
支店長名

印

担当者 \_\_\_\_\_

下記のとおり変更等がありましたので、報告します。

法人名/個人事業主名 (変更前)			
所在地 (変更前)			
融資内容	当初実行日	年 月 日	当初実行金額 円

<完済・返済事項>

該当事項の金額及び日付を記載し、内容を照合できるもの(取引明細照会票等)を添付してください。

	返済元金額	繰上完済・代位弁済日	最終利払日
① 繰上完済、一部繰上返済	円	年 月 日	/
② 代位弁済 ※利息計算期間も記入してください。	円	年 月 日	年 月 日 (利息計算期間) 年 月 日～ 年 月 日
③ 期限後完済	円	年 月 日	/

<変更事項>

変更前・変更後の内容を記載し、各種資料を添付してください。

	変更前	変更後
1 事業主名又は代表者名 添付資料: 変更後の住民票(写し)・ 履歴事項全部証明書(写し)	フリガナ 氏名 生年月日	フリガナ 氏名 生年月日
2 事業所名 添付資料: 変更後の履歴事項全部証 明書(写し)	フリガナ 事業所名	フリガナ 事業所名
3 (法人)本店住所・事業所所在地 添付資料: 変更後の履歴事項全部証 明書(写し)	〒  TEL	〒  TEL
4 (個人事業主)住所・事業所所在地 添付資料: 変更後の住民票(写し)	〒  TEL	〒  TEL
5 返済方法 リスク(一部繰上返済は上段の完済・返 済事項①を記入) 添付資料: 変更保証書	/	資料にて確認
6 企業形態(法人⇄個人) (法人成り)債務引受契約書、株主総会の 議事録、履歴事項全部証明書など (個人成り)債務引受契約書、個人事業主 の開業届など	/	資料にて確認
7 その他 ( )		

■市記入欄

-	-	-	-	-	-	-
---	---	---	---	---	---	---

(2026.4)

変更等報告書（繰上返済・一部繰上返済の場合）

町田市中小企業融資変更等報告書

年 月 日

町田市長 様

機関名 印

変更前の内容をご記入ください。

長名

担当者

下記のとおり変更いたしましたので、報告します。

法人名/個人事業主名 (変更前)			
所在地 (変更前)			
融資内容	当初実行日	年 月 日	当初実行金額 円

<返済・返済事項>

該当事項の金額及び日付を記載し、内容を照合できるもの（取引明細照会票等）を添付してください。

	返済元金金額	繰上返済・代位返済日	最終利払日
① 繰上返済、一部繰上返済	円	年 月 日	
② 代位返済 ※利息計算期間を記載してください。			年 月 日 (返済計算期間) 日～日
③ 期限後返済			

返済元金金額と繰上返済日もしくは一部繰上返済日が照合できる書類を添付してください。

(取引明細照会票等)

→【6-4】Q18 (36 ページ)

<変更事項>  
変更前・変更後

1	事業主名 添付資料：変更後の住民票（写し）・履歴事項全部証明書（写し）	フリガナ 氏名 生年月日	フリガナ 氏名 生年月日
2	事業所名 添付資料：変更後の履歴事項全部証明書（写し）	フリガナ 事業所名	フリガナ 事業所名
3	(法人)本店住所・事業所所在地 添付資料：変更後の履歴事項全部証明書（写し）	〒 TEL	〒 TEL
4	(個人事業主)住所・事業所所在地 添付資料：変更後の住民票（写し）	〒 TEL	〒 TEL
5	返済方法 リスク（一部繰上返済は上段の返済・返済事項①を記入） 添付資料：変更保証書		資料にて確認
6	企業形態（法人⇄個人） (法人成り)債務引受契約書、株主総会の議事録、履歴事項全部証明書など (個人成り)債務引受契約書、個人事業主の開業届など		資料にて確認
7	その他 ( )		

■市記入欄

-	-	-	-	-	-	-
---	---	---	---	---	---	---

(2026.4)

変更等報告書（代位弁済の場合）

町田市中小企業融資変更等報告書

年 月 日

町田市長 様

名

印

変更前の内容をご記入ください。

担当者

下記のとおり変更等を行いましたので、報告します。

法人名/個人事業主名 (変更前)			
所在地 (変更前)			
融資内容	当初実行日	年 月 日	当初実行金額 円

<返済・返済事項>

該当事項の金額及び日付を記載し、内容を照合できるもの（取引明細照会票等）を添付してください。

	返済元金金額	繰上返済・代位弁済日	最終利払日
① 繰上返済、一部繰上返済	円	年 月 日	
② 代位弁済 ※利息計算期間も記入してください。	円	年 月 日	年 月 日 (利息計算期間) 年 月 日～ 年 月 日
③ 期限後返済		年 月 日	

<変更事項>  
変更前・変

返済元金金額と代位弁済日、最終利払日、利息計算期間が照合できる書類を添付してください。

(取引明細照会票等)

→【6-4】Q19 (36 ページ)

1	事業主 添付資料：履歴事項 添付資料：変更後の履歴事項主印証明書（写し）	事業所名	事業所名
2	事業所 添付資料：変更後の履歴事項主印証明書（写し）	事業所名	事業所名
3	(法人)本店住所・事業所所在地 添付資料：変更後の履歴事項全部証明書（写し）	〒	〒
		TEL	TEL
4	(個人事業主)住所・事業所所在地 添付資料：変更後の住民票（写し）	〒	〒
		TEL	TEL
5	返済方法 リスク（一部繰上返済は上段の返済・返済事項①を記入） 添付資料：変更保証書		資料にて確認
6	企業形態（法人⇄個人） (法人成り)債務引受契約書、株主総会の議事録、履歴事項全部証明書など (個人成り)債務引受契約書、個人事業主の開業届など		資料にて確認
7	その他 ( )		

■市記入欄

-	-	-	-	-	-	-
---	---	---	---	---	---	---

(2026.4)

変更等報告書（期限後完済の場合）

町田市中小企業融資変更等報告書

年 月 日

町田市長 様

金融機関名

印

変更前の内容をご記入ください。

担当者

下記のとおり変更等を行いましたので、報告します。

法人名/個人事業主名 (変更前)			
所在地 (変更前)			
融資内容	当初実行日	年 月 日	当初実行金額 円

<完済・返済事項>

該当事項の金額及び日付を記載し、内容を照合できるもの（取引明細照会票等）を添付してください。

	返済元金金額	繰上完済・代位弁済日	最終利払日
① 繰上完済、一部繰上返済	円	年 月 日	/
② 代位弁済 ※利息計算期間も記入してください。	円	年 月 日	年 月 日 (利息計算期間) 年 月 日～ 年 月 日
③ 期限後完済	円	年 月 日	/

<変更事項>

返済元金金額と完済日が照合できる書類を添付してください。

(取引明細照会票等)

※ 約定完済の場合は、提出不要です。

項目	添付資料	事業所名	事業所名
3	(法人)本店住所・事業所所在地 添付資料：変更後の履歴事項全部証明書(写し)	〒 TEL	〒 TEL
4	(個人事業主)住所・事業所所在地 添付資料：変更後の住民票(写し)	〒 TEL	〒 TEL
5	返済方法 リスク(一部繰上返済は上段の完済・返済事項①を記入) 添付資料：変更保証書	/	資料にて確認
6	企業形態(法人⇄個人) (法人成り)債権引受契約書、株主総会の議事録、履歴事項全部証明書など (個人成り)債権引受契約書、個人事業主の開業届など	/	資料にて確認
7	その他 ( )		

■市記入欄

-	-	-	-	-	-	-
---	---	---	---	---	---	---

(2026.4)

変更等報告書（事業主名、事業所名、本店住所等変更の場合）

町田市中小企業融資変更等報告書

年 月 日

町田市長 様

変更前の内容をご記入ください。

名

印

担当者

下記のとおり変更等がございましたので、報告します。

法人名/個人事業主名 (変更前)			
所在地 (変更前)			
融資内容	当初実行日	年 月 日	当初実行金額 円

<完済・返済事項>

該当事項の金額及び日付を記載し、内容を照合できるもの（取引明細照会票等）を添付してください。

	返済元金金額	繰上完済・代位弁済日	最終利払日
① 繰上完済、一部繰上返済	円	年 月 日	
② 代位弁済 ※利息計算期間も記入してください。	円	年 月 日	年 月 日 (利息計算期間) 年 月 日～ 年 月 日
③ 期限後完済	円	年 月 日	

変更後の内容が照合できる書類を添付してください。

（住民票の写し、履歴事項全部証明書等）

※ 添付書類は本報告書提出日を基準として3か月以内のもの。写しも可。

3	添付資料：変更後の履歴事項全部証明書（写し） (法人)本店住所・事業所所在地 添付資料：変更後の履歴事項全部証明書（写し）	事業所名 〒	TEL
4	(個人事業主)住所・事業所所在地	〒	TEL

本店が市外転出した場合、市内に事業所があるときは、  
枠内に「市内に事業所あり」と書き添えてください。

あわせて、市内に事業所があることが分かる資料を添付してください。

（履歴事項全部証明書、決算書の勘定科目内訳明細書や賃貸借契約書などで、町田市内に事業所があることがわかるもの）

→【6-4】Q21（36ページ）

※「市内に事業所あり」の記入がなく、市内に事業所があることが分かる資料の添付がない場合は、補助停止の手続きを行いますので、ご注意ください。

変更等報告書（個人事業主の住所等変更の場合）

町田市中小企業融資変更等報告書

年 月 日

町田市長 様

変更前の内容をご記入ください。

名

印

担当者

下記のとおり変更等を行いましたので、報告します。

法人名/個人事業主名 (変更前)			
所在地 (変更前)			
融資内容	当初実行日	年 月 日	当初実行金額 円

<完済・返済事項>

該当事項の金額及び日付を記載し、内容を照合できるもの（取引明細照会票等）を添付してください。

	返済元金金額	繰上完済・代位弁済日	最終利払日
① 繰上完済、一部繰上返済	円	年 月 日	
② 代位弁済 ※利息計算期間も記入してください。	円	年 月 日	年 月 日 (利息計算期間) 年 月 日～ 年 月 日
③ 期限後完済	円	年 月 日	

<変更事項>

変更前・変更後の内容を記載し、各種資料を添付してください。

	変更前	変更後
1 事業主名又は代表者名	フリガナ	フリガナ
4 (個人事業主)住所・事業所所在地 添付資料：変更後の住民票（写し）	TEL 〒	TEL 〒
5 返済方法	TEL	TEL

変更後の内容が照合できる書類を添付してください。

（住民票の写し等）

※ 添付書類は本報告書提出日を基準として3か月以内のもの。写しも可。

市外転出した場合、市内に住所（事業所）があるときは、枠内に「市内に住所（事業所）あり」と書き添えてください。

あわせて、市内に住所（事業所）があることが分かる資料を添付してください。

（住民票の写し、事業所と明記されている賃貸借契約書等）

→【6-4】Q22（36ページ）

※「市内に住所（事業所）あり」の記入がなく、市内に住所（事業所）があることが分かる資料の添付がない場合は、補助停止の手続きを行いますので、ご注意ください。

変更等報告書（リスケの場合）

町田市中小企業融資変更等報告書

年 月 日

町田市長 様

フリガナ名

印

変更前の内容をご記入ください。

担当者 \_\_\_\_\_

下記のとおり変更等を行いましたので、報告します。

法人名/個人事業主名 (変更前)			
所在地 (変更前)			
融資内容	当初実行日	年 月 日	当初実行金額 円

<返済・返済事項>

該当事項の金額及び日付を記載し、内容を照合できるもの（取引明細照会票等）を添付してください。

	返済元金金額	繰上返済・代位弁済日	最終利払日
① 繰上返済、一部繰上返済	円	年 月 日	/
② 代位弁済 ※利息計算期間も記入してください。	円	年 月 日	年 月 日 (利息計算期間) 年 月 日～ 年 月 日
③ 期限後返済	円	年 月 日	/

<変更事項>

変更前・変更後の内容を記載し、各種資料を添付してください。

	変更前	変更後
1 事業主名又は代表者名 添付資料：変更後の住民票（写し）・ 履歴事項全部証明書（写し）	フリガナ 氏名 生年月日	フリガナ 氏名 生年月日
2 事業所名 添付資料：変更後の履歴事項全部証明書（写し）	フリガナ 事業所名	フリガナ 事業所名
3 (法人)本店住所・事業所所在地 添付資料：変更後の履歴事項全部証明書（写し）	〒  TEL	〒  TEL
4 (個人事業主)住所・事業所所在地 添付資料：変更後の住民票（写し）	〒  TEL	〒  TEL
5 返済方法 リスケ（一部繰上返済は上段の返済・返済事項①を記入） 添付資料：変更保証書	/	資料にて確認
6 企業形態（法人⇄個人） （法人成り）債務引受契約書、株主総会の議事録、履歴事項全部証明書など （個人成り）債務引受契約書、個人事業主の開業届など	/	資料にて確認
7 その他 ( )		

変更保証書を添付してください。

→【6-4】Q24（37ページ）

■市記入欄

-	-	-	-	-	-	-
---	---	---	---	---	---	---

(2026.4)

変更等報告書（法人成りまたは個人成りの場合）

町田市中小企業融資変更等報告書

年 月 日

町田市長 様

金融機関名

印

変更前の内容をご記入ください。

担当者

下記のとおり変更等...したので、報告します。

法人名/個人事業主名 (変更前)			
所在地 (変更前)			
融資内容	当初実行日	年 月 日	当初実行金額 円

<完済・返済事項>

該当事項の金額及び日付を記載し、内容を照合できるもの（取引明細照会票等）を添付してください。

	返済元金金額	繰上完済・代位弁済日	最終利払日
① 繰上完済、一部繰上返済	円	年 月 日	/
② 代位弁済 ※利息計算期間も記入してください。	円	年 月 日	年 月 日 (利息計算期間) 年 月 日～ 年 月 日
③ 期限後完済	円	年 月 日	/

法人成りまたは個人成りの内容が照合できる書類を添付してください。

なお、内容によって、追加で書類提出をお願いすることがあります。

→【6-4】Q26 (37 ページ)

<法人成りの場合>

- ・債務引受契約書の写し
- ・履歴事項全部証明書

※ 履歴事項全部証明書は本報告書提出日を基準として3か月以内のもの。写しも可。

<個人成りの場合>

- ・債務引受契約書の写し
- ・個人事業主の開業届

	済事項①を記入) 添付資料：変更保証書	/	
6	企業形態 (法人⇄個人) (法人成り)債務引受契約書、株主総会の議事録、履歴事項全部証明書など (個人成り)債務引受契約書、個人事業主の開業届など	/	資料にて確認
7	その他 ( )	/	

■市記入欄

-		-		-		-	
---	--	---	--	---	--	---	--

(2026.4)

変更等報告書（金融機関に係る変更事項）

町田市中小企業融資変更等報告書

年 月 日

町田市長 様

名

印

変更前の内容をご記入ください。

担当者

下記のとおり変更等を行いましたので、報告します。

法人名/個人事業主名 (変更前)			
所在地 (変更前)			
融資内容	当初実行日	年 月 日	当初実行金額 円

<完済・返済事項>

該当事項の金額及び日付を記載し、内容を照合できるもの（取引明細照会票等）を添付してください。

	返済元金金額	繰上完済・代位弁済日	最終利払日
① 繰上完済、一部繰上返済	円	年 月 日	/
② 代位弁済 ※利息計算期間も記入してください。	円	年 月 日	年 月 日 (利息計算期間) 年 月 日～ 年 月 日
③ 期限後完済	円	年 月 日	/

<変更事項>

変更前・変更後の内容を記載し、各種資料を添付してください。

		変更前	変更後
1	事業主名又は代表者名 添付資料：変更後の住民票（写し）・ 履歴事項全部証明書（写し）	フリガナ 氏名 生年月日	フリガナ 氏名 生年月日
2	事業所名 添付資料：変更後の履歴事項全部証明書（写し）	フリガナ 事業所名	フリガナ 事業所名
3	(法人)本店住所・事業所所在地 添付資料：変更後の履歴事項全部証明書（写し）	〒  TEL	〒  TEL
4	(個人事業主)住所・事業所所在地	〒	〒

支店長の変更や取扱支店の変更等、  
金融機関に係る変更については、「7」にご記入ください。  
取扱支店の変更の場合、変更日が照合できる書類を添付してください。  
→【6-4】Q29（38ページ）

7	その他 ( )		
---	------------	--	--

■市記入欄

-	-	-	-	-	-	-
---	---	---	---	---	---	---

(2026.4)

町田市中小企業融資制度緊急資金対象者確認書

年 月 日

町田市長 稲垣 康治 様

(申請者)  
住 所  
名 称  
氏 名  
電話番号

私は下記事由により、町田市中小企業融資制度の緊急資金の融資対象者に該当することを確認願います。

記

(以下の該当する番号に○)

- 1 最近3か月の売上合計額が前年同期の売上合計額に比べ、5%以上減少している場合  
(連携可能な都制度：経営一般)
- 2 災害や事故等により経営の安定に支障を生じている場合  
(連携可能な都制度：エネルギー・ウクライナ・円安等)  
【ウクライナ情勢、円安またはエネルギー関連に係る具体的な要因】  
\_\_\_\_\_
- 3 町田市が行う住所整理に伴い事業資金を必要としている場合

【減少率計算（事由1または2の場合）】

対象年月	売上高	比較年月	売上高
年 月	円	年 月	円
年 月	円	年 月	円
年 月	円	年 月	円
合計	(A) 円	合計	(B) 円

$$\frac{(B) \text{ 円} - (A) \text{ 円}}{(B) \text{ 円}} \times 100 = \text{ } \%$$

※小数点第2位切り捨て

(留意事項)

緊急資金の融資実行においては、緊急資金対象者確認書を含め、金融機関を通じて所定の書類を市へ提出する必要があります。書類不備等により補助対象者として受付できない場合がありますので予めご了承ください。

町田市受付日 年 月 日  
認定日 認定第 年 月 日

町田市中小企業融資制度の緊急資金の融資対象者に該当することを確認する。

町田市長 稲垣 康治 印

・まちだ ECO to (いーこと) 整備資金融資対象設備確認書

町田市中小企業融資制度  
まちだ ECO to (いーこと) 整備資金融資対象設備確認書

申請日 年 月 日

町田市長 様

住所(所在地)  
事業者名 印  
電話番号

私は下記のとおり設備整備を行いますので、町田市中小企業融資制度の本融資対象設備に該当することを確認願います。

記

(1) 対象設備設置場所(設備を設置する建物等の所在地又は住所を記載してください) 町田市
(2) 対象設備(以下の該当設備に○をしてください) 太陽光発電システム・太陽熱利用システム、蓄電池システム、 次世代自動車※1( )、充電設備※2( ) ※1 電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車・バス・トラック(PHEV)、燃料電池自動車・バス・トラック(FCV) ※2 充電設備:超急速、急速、普通、V2H、外部給電器 メーカー名: 型 式:

(要件チェックリスト) ※要件を確認し、申請者欄に【✓】を入力してください。

no	要件	申請者 確認欄
1	対象設備は町田市内に設置する(※)	
2	対象設備は事業所用として使用する(住居用ではない)	
3	メーカー及び型式などの仕様が分かるもの(カタログ等)を本確認書に添付している	

(※) 車両の場合は、自動車検査証の「使用の本拠の位置」が町田市内であること。

町環政第 号  
(no )  
年 月 日

町田市中小企業融資制度のまちだ ECO to (いーこと) 整備資金の融資対象設備に該当することを確認しました。

町田市長 印

# 小規模企業特別資金 加入者確認書

## 【商店会会員用】

【町田市中小企業融資申込書と一緒に申込金融機関（取扱）にご提出ください。】

町田市小規模企業特別資金「加入者確認書」  
(商店会会員用)

申 込 者	(フリガナ)	
	商号(個人の場合) 又は 法人名(法人の場合)	
	(フリガナ)	
	氏名(個人の場合) 又は 代表者名(法人の場合)	
	営業所住所 (商店会に所属する)	〒 町田市 (Tel) )
	※下記の証明または、裏面に市内商店会に1年以上加入していることが確認できる書類(会費の領収書・商店会会員の名簿・商店会総会資料等々)を貼付。  上記申込者は、当商店会に1年以上会員であることを証明いたします。  平成 年 月 日 所在地 _____ 商店会名 _____ 会長名 _____ 印	

(表)

【町田市中小企業融資申込書と一緒に申込金融機関（取扱）にご提出ください。】

市内商店会に1年以上加入していることが確認できる書類(会費の領収書・商店会会員の名簿・商店会総会資料等々)(コピー可)

上記書類を特内に貼付(または添付)してください。

# 貼 付

(裏)

## 【勤労者福祉サービスセンター会員用】

町田市小規模企業特別資金「加入者確認書」  
(一般財団法人町田市勤労者福祉サービスセンター会員用)

申 込 者	(フリガナ)	
	商号(個人の場合) 又は 法人名(法人の場合)	
	(フリガナ)	
	氏名(個人の場合) 又は 代表者名(法人の場合)	
	本社(登記上) 又は 現住所(住民登録地) 又は 営業所	〒 町田市 (Tel) )
	※ 下記の証明または、裏面に一般財団法人町田市勤労者福祉サービスセンターへ1年以上加入していることが確認できる書類等を貼付。(通帳コピー可)  上記申込者は、当勤労者福祉サービスセンターに1年以上会員であることを証明いたします。  平成 年 月 日 東京都町田市森野2-27-10五木コーポ森野1階 一般財団法人 町田市勤労者福祉サービスセンター 理事長名 _____ 印	

(表)

一般財団法人町田市勤労者福祉サービスセンターへ1年以上加入していることを確認できる書類等(コピー可)  
(一般財団法人町田市勤労者福祉サービスセンター会員用)

下記枠内に貼付してください。

# 貼 付

(裏)

事業承継計画書（5枚つづり）、事業計画書（事業承継）（3枚つづり）

事業計画書（5枚つづり）

**事業承継計画書**

平成 年 月 日

(申込者) 住 所 \_\_\_\_\_  
 名 称 \_\_\_\_\_  
 代 表 者 \_\_\_\_\_ 印  
 電 話 \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

「経営支援融資（事業承継支援型（略称：事業承継）」を申し込むため、この書類を提出します。

< 承継の区分 > (該当するものいづれかに○印を付けてください。)

<input type="checkbox"/>	代表者の交代（承継を行う申込者（法人）が引き続き事業を行う。）
<input type="checkbox"/>	事業の譲渡（申込者（法人・個人）が事業の譲渡を受け、事業を行う。）

< 承継者の区分 > (該当するものいづれかに○印を付けてください。)

<input type="checkbox"/>	親族内承継（被承継者の親族が、事業を承継する。）
<input type="checkbox"/>	従業員承継（承継する事業に従事している従業員が、事業を承継する。）
<input type="checkbox"/>	第三者承継（第三者が、事業を承継する。）

< 承継の範囲 > (該当するものいづれかに○印を付けてください。)

<input type="checkbox"/>	全部承継（承継が、被承継者の事業全部を対象とする。）
<input type="checkbox"/>	一部承継（承継が、被承継者の事業の一部を対象とする。）

注) この計画書は、融資申込時に金融機関等へ提出してください。(金融機関等を経由して保証協会に送付されます。)

受付機関記入欄		保証協会記入欄	
(受付日)	(受付機関名)	(受付日)	(担当・内記)

千円

(1枚目)

町田市中小企業振興部長「事業承継（一般）」

1 被承継者（事業）の概要等

名 称	代 表 者 名	
資 本 金	平 均 業 業 高 額	人 決 算 期 間 月 日 決 算
創 業 年 月 日	個人・個人	年 月 日
(個人から法人化した場合は、その時期：年 月 日)		
承継予定日	年 月 日	
被承継事業（名称）の業種	※一部承継の場合、承継対象を○で囲んでください。	
子女(仮称)名(業種内記)	※一部承継の場合、承継対象を○で囲んでください。	受継金額 % 見込金額 %
企業の沿革 本人の経歴	現在までの営業年数：年 月 日	
取引先の状況	公 司 名	情 況 注 意 事 項
	株 主 名	株 主 名
納付状況	（ ）年度	収入税・所得税
	税 額	円
納 付 額	円	円
承継する事業の名称・業種場所(予定)	名 称 _____ 所在地 _____	

(2枚目)

※ 承継の区分が「代表者の交代」の場合は、下記の4及び6を記入し、「事業の譲渡」の場合は、下記の5及び6を記入してください。

4 承継計画 (※ 「代表者の交代」の場合に記入) (千円)

事業	承継期	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
		(/期)	(/期)	(/期)	(/期)	(/期)	(/期)	(/期)	(/期)	(/期)	(/期)
売上高											
経常利益											
従業員数											
年 齢											
現 職 者											
関 係 者 の 理 解											
持 株 (%)											
年 齢											
役 職											
役 職 者											
持 株 (%)											
事業承継において計画的に取り組む事項											
本件の申込みに至った経緯											

(3枚目)

2 事業承継の経緯 (具体的に記入してください。)

(1) 承継者と被承継者（その代表者を含む。）の関係

(2) 事業承継を行う理由

3 事業承継の対象物

※ 承継の範囲が全部承継の場合、下表の記入は不要です。(承継時の貸借対照表を添付してください。)

対 象	金 額 (千円)	使 途 の 要 要
流動資産		
売掛債権 (売掛金・手形)		
在庫		
その他流動資産		
固定資産		
土地		
建物		
営業権・特許権・権利		
その他固定資産		
流動負債		
買掛債権 (買掛金・手形)		
短期借入金		
(うち保証付借入金)	( )	
その他流動負債		
固定負債		
長期借入金		
(うち保証付借入金)	( )	
その他固定負債		

(4枚目)

事業計画書（事業承継）（3枚つづり）



委任状

委 任 状

年 月 日

町田市長 稲垣 康治 様

代理人（受任者）

金融機関名 \_\_\_\_\_ 支店名 \_\_\_\_\_

住 所（金融機関所在地） \_\_\_\_\_

氏 名（職員名） \_\_\_\_\_

金融機関の印

電話番号 \_\_\_\_\_

申請者と受領者が異なる場合、  
両方の氏名をご記入ください。

私は、上記の

委任者

住 所 \_\_\_\_\_

名 称（法人名） \_\_\_\_\_

（代表者）氏名 \_\_\_\_\_

記

- 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請及び認定書の受領並びにその他これらに関する一切の権限
- 町田市中小企業融資制度緊急資金融資対象者確認書の申請及び確認書の受領並びにその他これらに関する一切の権限
- 町田市中小企業融資制度融資残高確認書の申請及び確認書の受領並びにその他これらに関する一切の権限